

大阪市こども・子育て支援計画の策定に向けて

平成 27 年度～平成 31 年度

—素案に対するご意見を募集しています—

応募期間：平成 27 年 1 月 5 日（月）～ 平成 27 年 1 月 30 日（金）

問合せ先：大阪市こども青少年局企画部総務課企画グループ

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話 (06) 6208-8153 ファックス (06) 6202-7020

ホームページ：http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/kodomo/0000290462.html

大阪市

大阪市では、「大阪市こども・子育て支援計画」の策定に向けて、学識経験者、こども・子育て支援に関する団体の代表者、市民委員等で構成する「こども・子育て支援会議」において、こども・子育て支援にかかる諸課題に幅広く意見を求め、現在、検討を進めております。

本計画は、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に制定された「こども・子育て支援法」に基づく「市町村こども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援対策推進法（平成15～37年）」に基づき策定した「大阪市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成22～26年度）」に続く後継計画を一体的のものとして作成することとしております。次代の大阪を担うすべてのこどもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会、こどもを生み育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民と協働し、社会全体で実現することをめざします。

つきましては、このたび、とりまとめた素案に対し、市民のみなさまからのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見につきましては「こども・子育て支援計画」策定の参考とさせていただきます、平成27年3月に策定する予定です。

なお、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

ご意見の応募方法

持参、郵便、ファックスまたは電子メールによりご意見をお寄せください。

（ファックスの用紙は、裏面の様式をご使用ください。）

電話でのご意見は受け付けておりませんのでご注意ください。

素案の全文は、各区役所区民情報コーナー・市民情報プラザ（市役所1階）・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）などで閲覧できます。

また、こども青少年局ホームページにも、掲載しています。

持参・送付先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市こども青少年局企画部総務課企画グループ

「大阪市こども・子育て支援計画の意見募集」係

ファックス： 06-6202-7020

電子メール： kodomo-keikaku@city.osaka.lg.jp

応募期間 平成27年1月5日（月）～平成27年1月30日（金）（必着）

※計画に掲げる取組の目標は、現時点での予定のものです。現在、平成27年度予算の編成過程の途上にあり、また、今後の社会・経済情勢、国の動向等の変化に応じて、目標については、今後、変更する可能性があります。

大阪市こども・子育て支援計画（素案） 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 はじめに	1
（1）策定の背景	1
（2）計画の趣旨	2
（3）計画の位置づけ	3
（4）計画の期間	4
（5）計画の対象	4
（6）指標・目標の設定	4
（7）社会全体でこども・子育て支援に取り組むうえでの計画の役割	5
2 現状と課題	6
2-1 大阪市の現状	6
（1）人口・出生・世帯等の状況	6
（2）こども・青少年を取り巻く状況	10
（3）子育て支援の状況	21
（4）子育て・子育て環境の状況	29
2-2 大阪市における主な課題	31
（1）こどもや青少年を取り巻く課題	31
（2）子育てをめぐる課題	33
（3）子育て・子育て環境をめぐる課題	34
第2章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 重視する視点	37
（1）まず大切なのはこどもの視点です	37
（2）すべてのこどもと子育て家庭が対象です	37
（3）こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します	37
（4）長期的な視野に立って支援します	37
（5）大阪が持つ市民の力や多様な社会資源を有効に生かします	37
（6）仕事と生活の調和を可能とする社会をめざします	38
（7）社会総がかりでこどもをはぐくみます	38
3 施策の基本方向	38
（1）こども・青少年の「生きる力」を育成します	38
（2）安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みを充実します	38
（3）こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します	38
（4）こども・青少年や子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせる まちづくりを進めます	38
4 施策目標	40
5 計画がめざす大阪市のまち像	42

第3章 基本施策と個別の取組	43
1 こども・青少年の「生きる力」を育成します	43
(1) 社会の中で自立して生きる基盤となる力の育成	45
(2) 次代を担い、生涯をいきいきと生きる力の育成	59
2 安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みを充実します	64
(1) 安心してこどもを生むことができる仕組みの充実	66
(2) 身近な地域における子育て家庭への支援の充実	70
(3) 多様なライフスタイルで子育てできる仕組みの充実	80
3 こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します	83
(1) こどもや青少年が抱える課題を解決する仕組みの充実	85
(2) 虐待の被害からこどもや青少年を守る仕組みの充実	91
(3) 保護を要するこどもや青少年の養育環境の充実	95
4 こども・青少年や子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせる まちづくりを進めます	99
(1) こども・青少年や子育て家庭にとって快適な生活環境の整備	101
(2) こども・青少年や子育て家庭の安全・安心な暮らしの確保	104
(3) こども・青少年や子育て家庭を支援する地域づくりの推進	109
第4章 事業計画	112
1 提供区域の設定	112
2 各年度における量の見込み及び提供体制の確保	113
第5章 計画の推進にあたって	126
1 計画の推進体制	126
(1) こども・子育て支援会議	126
(2) 庁内体制	126
2 計画の進捗管理及び検証・改善	126
(1) 検証・改善サイクル(PDCAサイクル)の確立	126
(2) 進捗状況の公表	127
3 社会・経済情勢の変化等への対応	127
4 国・大阪府など関係機関との連携	127
5 自律した自治体型の区政運営	127
(1) 区政会議	128
(2) 区将来ビジョン	128
(3) 区で取り組んでいる事業	128

第1章 計画の策定にあたって

1 はじめに

(1) 策定の背景

近年、若者の失業率の高止まりと非正規雇用の増大など、雇用に対する不安と経済的な不安感のほか結婚や家族に関する意識の変化などにより未婚化、晩婚化の傾向が進み、合計特殊出生率も人口を維持するのに必要な水準を下回ったまま推移しており、急速な少子化は重要な問題となっています。また、少子化が急速に進行する一方で高齢化が同時に進行することにより、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など社会経済に深刻な影響を与えることが懸念されています。

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されて以来、大阪市においても、大阪市次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）（平成17年度～平成26年度）を策定し、施策を推進してきました。また、ほぼ同時に制定された少子化社会対策基本法に基づき、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱として「少子化社会対策大綱」（平成16年）、その後「子ども・子育てビジョン」（平成22年）が閣議決定され、各般の取組が実施されてきました。さらに、平成19年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、平成22年には新たな視点や取組を盛り込んだ内容に改定され、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会や、多様な働き方・生き方が選択できる社会などの実現に向けた取組が進められています。

平成24年8月には、特に子ども・子育ての分野について、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連三法が制定され、子ども・子育て支援新制度が創設されました。消費税を追加の恒久財源として確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るために、基礎自治体（市町村）が地域の実情に応じて主体的に実施していくとされています。また、平成25年に公表された「待機児童解消加速化プラン」においては保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消をめざすこととしています。

さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく10年間の取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が進むなどの効果がみられたものの少子化の流れが変わったとまでは言えないことから、法の有効期限を10年間延長する等の改正が行われ、次世代育成支援対策の取組を更に充実していくこととしています。

一方、青少年育成に関しては、こどもや若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有するこどもや若者の問題が深刻な状況にあることから、健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるよう、平成21年に子ども・若者育成支援推進法が制定され、必要な支援を進めるとしています。

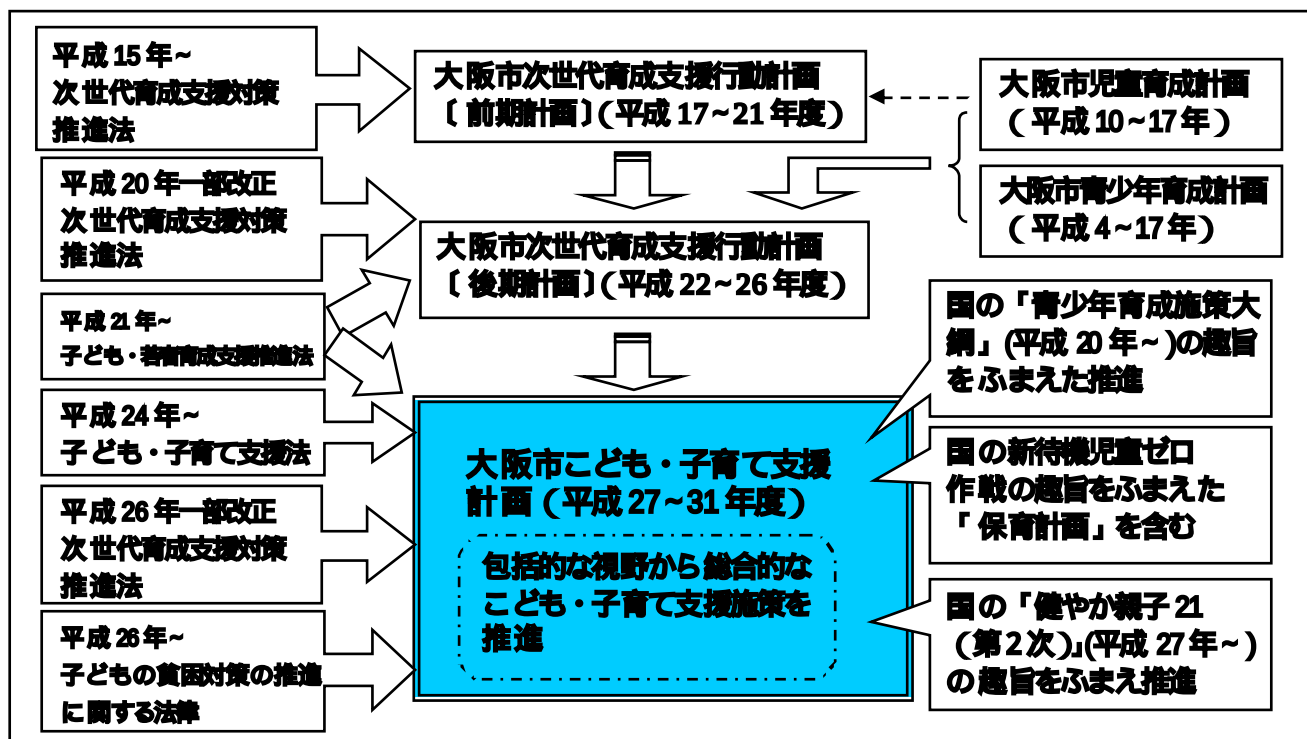
また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が公布されています。

(2) 計画の趣旨

本市では、これまで「大阪市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、すべてのこども・青少年と子育て家庭を対象とした施策を進めてきました。平成 26 年 4 月にはこの計画策定の根拠となる「次世代育成支援対策推進法」が一部改正され、時限立法であった法律が平成 37 年 3 月まで 10 年間延長されるとともに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の作成は任意化されています。

一方、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連三法が制定され、これらの法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。この法律のもとに、各市町村においては、各家庭の子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況や利用希望を把握したうえで、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に整備・実施することとされています。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画と「子ども・子育て支援法」に基づく計画を一体のものとして作成することとし、子育て世帯や若者を対象に実施したニーズ調査結果もふまえて、包括的な視野から総合的なこども・子育て支援施策を推進していきます。



< 本計画の根拠となる法の基本理念 >

○ 子ども・子育て支援法

第 2 条 (基本理念)

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

○次世代育成支援対策推進法

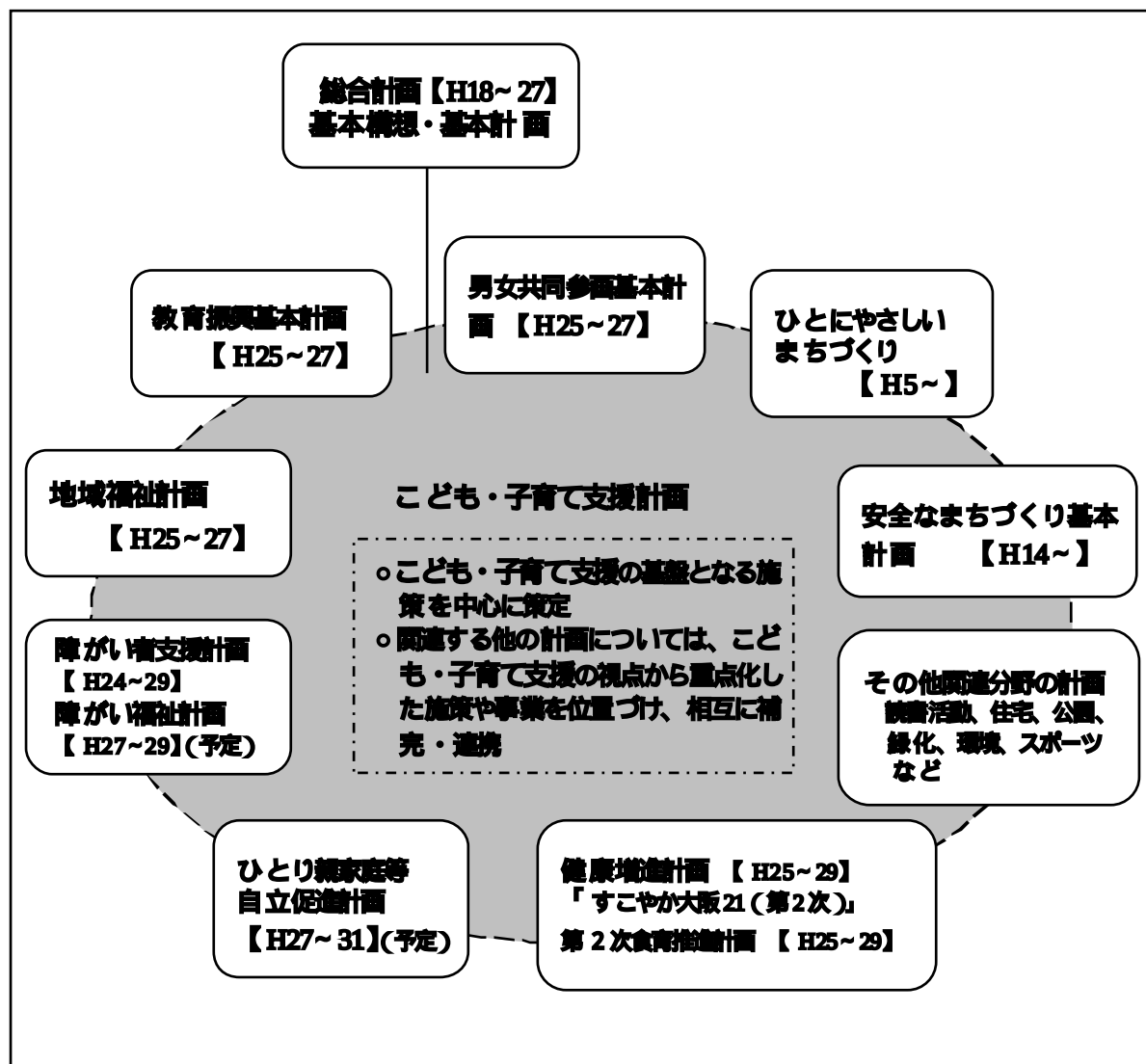
第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（3）計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援の基盤となる施策を中心に策定しています。

関連する大阪市の他の計画に掲げる施策や事業については基本的に各計画を尊重することとし、これらと整合性を図りつつ、子ども・子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置づけています。本計画及び他の計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に推進します。



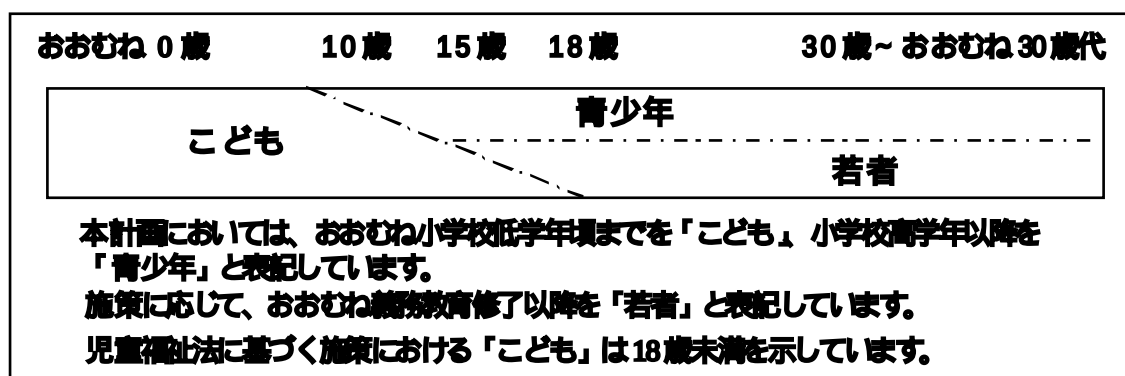
(4) 計画の期間

本計画は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年を対象期間としています。

(5) 計画の対象

本計画は、すべてのこども・青少年と子育て家庭を対象としています。

本計画において、こども・青少年とは、基本的小おむね0歳から30歳代までを範囲としており、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。

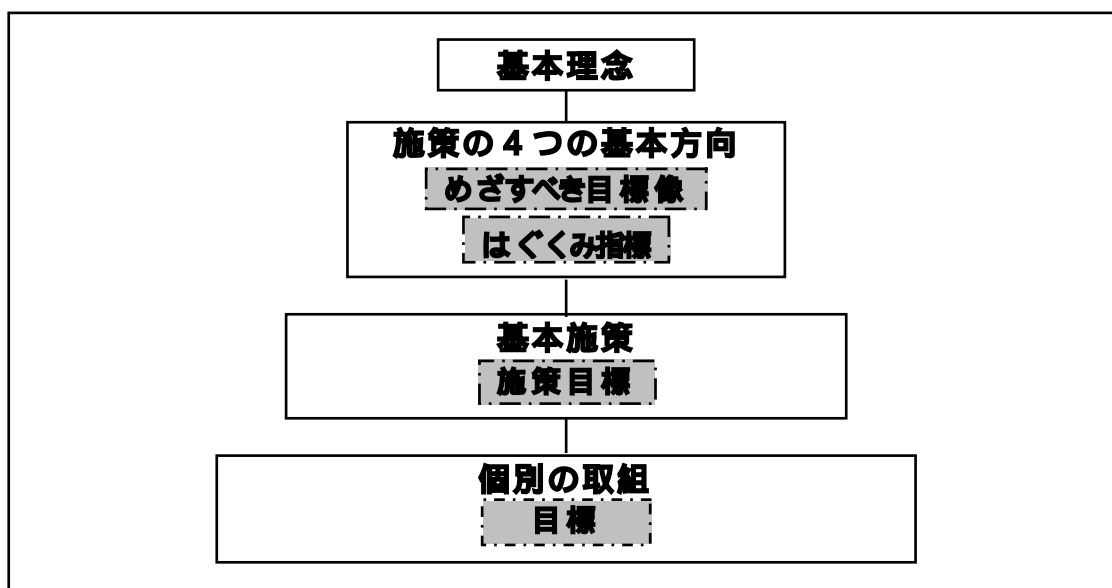


(6) 指標・目標の設定

本計画においては、基本理念の実現に向けて、施策を大きく4つの基本方向に分け、それぞれに「めざすべき目標像」とその達成状況をわかりやすく示す「はぐくみ指標」を設定しています。めざすべき目標像の達成に向け、施策の取組の方向を示す「施策目標」を設定し、施策目標の下に基本施策を位置づけています。

各基本施策に重点的・集中的に推進する取組を位置づけ、個別の取組ごとに数値で目標を表すことができる事業は本計画の最終年度である平成31年度を目途に達成をめざす「目標」を設定しています。とりわけ、教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業については、量の見込みに対応するよう提供区域と区分ごとに各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとします。

計画の推進にあたっては、これらの指標や目標の達成をめざし、利用者の視点を重視しながら、その進捗状況を把握・検証し、改善・充実を図ります。



(7) 社会全体でこども・子育て支援に取り組むうえでの計画の役割

こども・子育て支援は行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校園、企業、そして市民一人ひとりが、自ら行動し、共に力を出しあって連携、協力していくことが不可欠です。

こどもや青少年の健やかな成長を、社会全体で見守り、はぐくむ大阪市を実現するために、まず、個人や家庭で解決する「自助」、住民相互の助けあいの中で解決する「共助」、行政が取り組む「公助」という「補完性の原則」もふまえ、それぞれの主体が果たすべき役割を担いながら、バランス良く取組を進めていくことが重要です。

行政計画として策定する本計画は、社会全体で共有すべきこども・子育て支援の普遍的な理念を構想し、計画の基本理念として示しながら、それに基づき、「公助」として行政が担うべき取組を取りまとめるものです。さらに、市民や地域の主体的な「自助」や「共助」の活動を支援する取組も取りまとめています。

市民や地域の主体的な活動の一層の活性化と計画に基づく行政施策の着実な推進が両輪となって、大阪で暮らし、活動するすべての人の総合力が高まり、次代を担うこどもたちの健やかな成長を社会総がかりではぐくんでいくことをめざします。

2 現状と課題

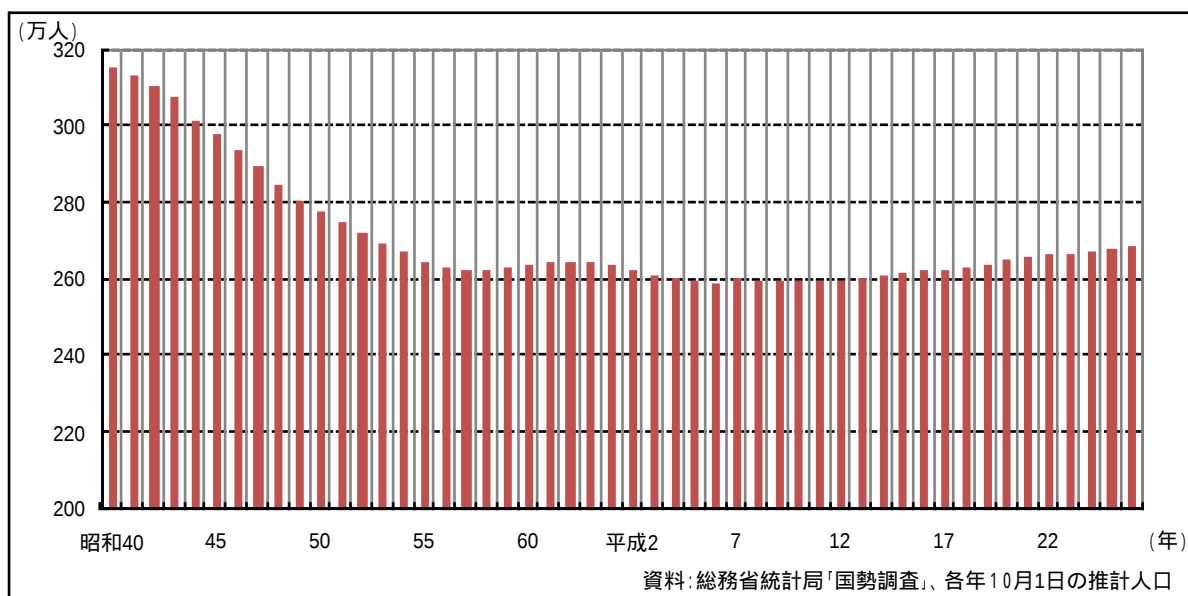
2 - 1 大阪市の現状

(1) 人口・出生・世帯等の状況

人口の推移

大阪市の戦後の人口は、昭和40年の315万6,222人をピークに昭和57年まで減少が続いてきました。昭和58年に18年ぶりに増加に転じた後、昭和62年まで微増傾向を示していましたが、昭和63年からは平成7年の阪神・淡路大震災による一時的な増加を除き再び減少が続いてきました。しかし、平成12年に再び人口増加に転じ、その後15年連続の増加となっています。平成26年10月1日の大阪市の人口は268万6,246人で、前年(平成25年10月1日)と比べると2,759人(0.1%)の増加となっており、昭和53年以来の268万人を超える人口となっています(図1)。

図1 大阪市の人口の推移



年齢区分別でみると、平成22年の国勢調査では、総人口に対して15歳未満の年少人口は11.6%、15歳から64歳までの生産年齢人口が65.1%、65歳以上の老年人口が22.5%を占めています(図2)。年少人口及び生産年齢人口の割合が平成22年以降も低下しているのに対し、老年人口の割合は上昇しており、少子・高齢化が進行しています(図3)。

図2 年齢3区分別人口(大阪市)

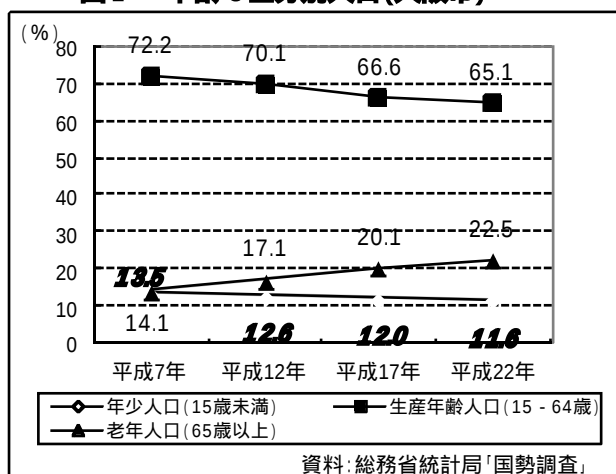
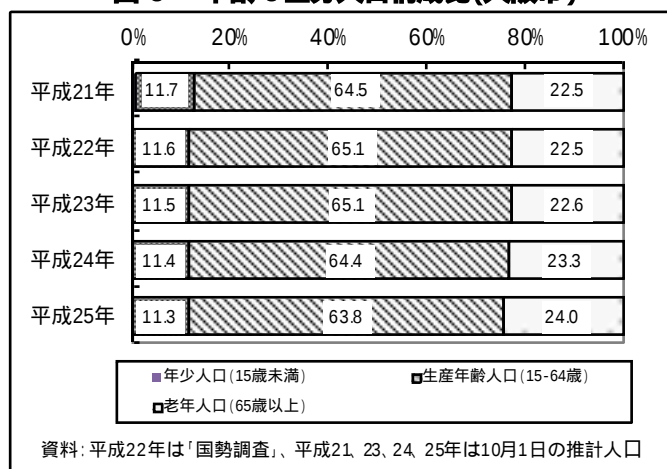
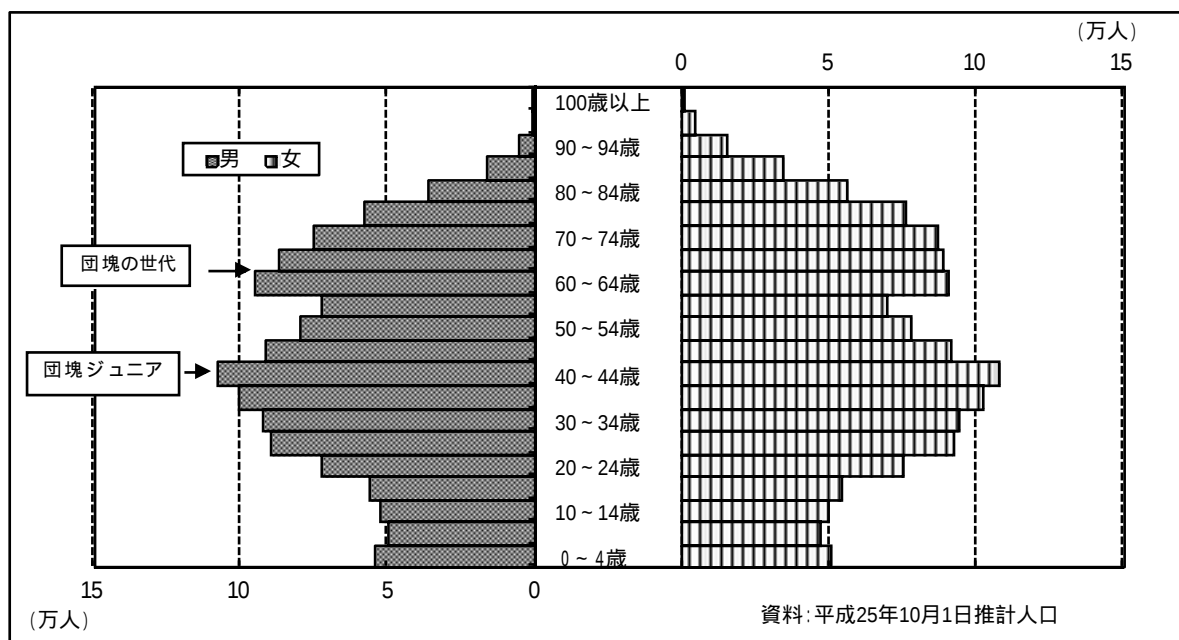


図3 年齢3区分人口構成比(大阪市)



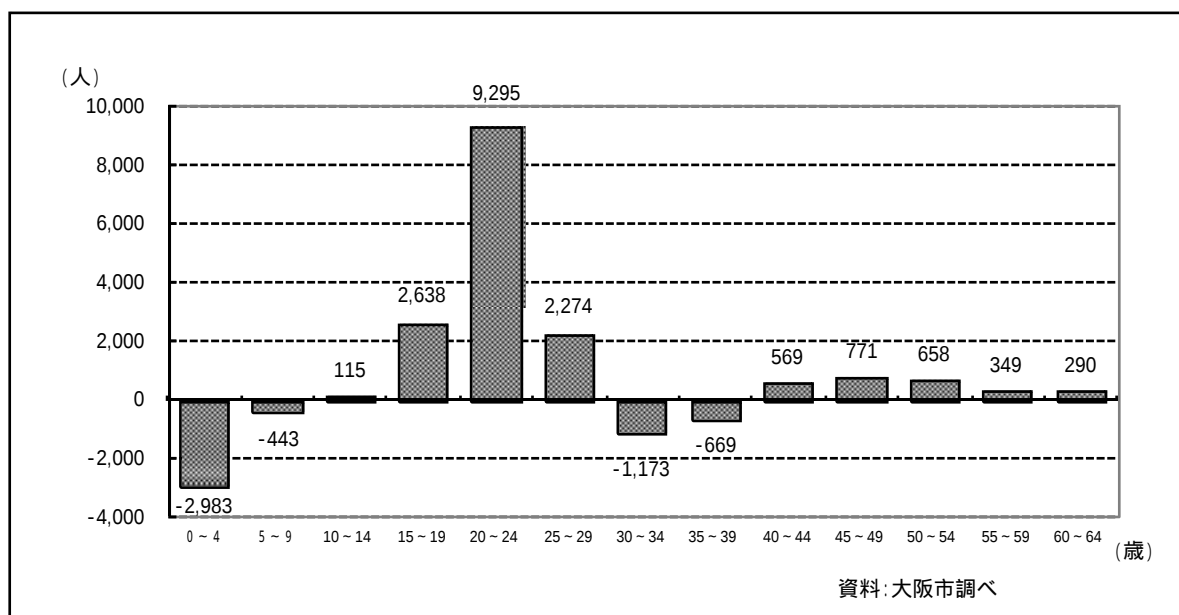
大阪市の人口構造を人口ピラミッドでみると、団塊の世代（第1次ベビーブームで生まれた世代で一般に昭和22年～昭和24年生まれ世代）と団塊ジュニア（第2次ベビーブーム世代で、一般に昭和46年～49年に生まれた世代）の2つの膨らみを持つひょうたん型になっています（図4）。

図4 大阪市の人口ピラミッド



平成26年中の社会動態（転入と転出の差）を年齢階級別でみると、就学・就職時期にあたる15～29歳で転入が多くなっています。一方、9歳以下の子どもや30～39歳で転出（区相互間の移動も含む）が多くなっており、とりわけ子育て層と考えられる30～34歳と就学前児童では転出超過が顕著です（図5）。

図5 平成25年中の社会動態(5歳階級別)



出生数の推移

出生数の推移をみると、平成 17 年に大幅に減少しています（図 6）

合計特殊出生率についても、平成 17 年に全国において 1.26 と過去最低の水準となりましたが、大阪市はそれよりも 0.1 低い 1.16 となり過去最低の水準を記録しました（表 1）

出生数、合計特殊出生率はともに平成 18 年以降は持ち直し、その後は横ばいで推移しています。

しかし、これから団塊ジュニア世代が 40 歳代になるなど、今後は大阪市全体で出生数が減少傾向になるものと推測されます。

図 6 大阪市の出生数の推移

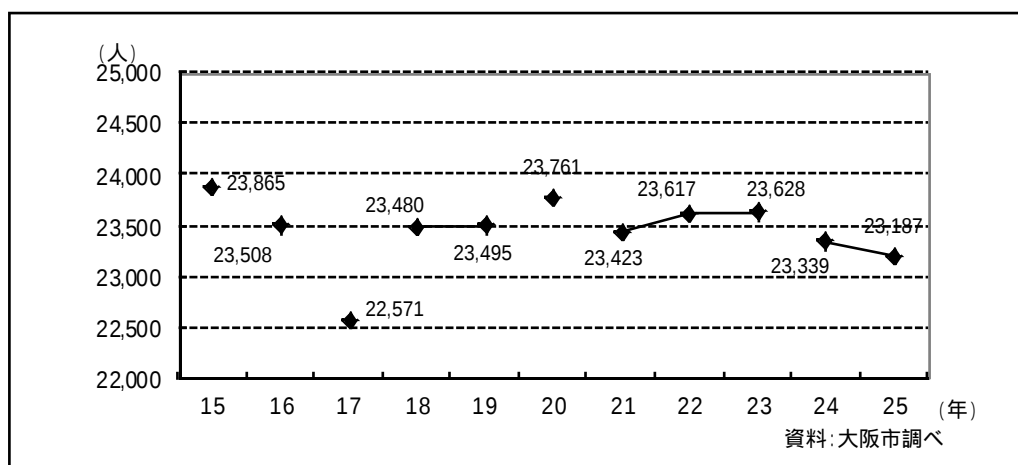


表 1 合計特殊出生率の推移

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
大阪市	1.19	1.16	1.22	1.22	1.26	1.24	1.28	1.29	1.28	1.21
全 国	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43

< 資料 > 全国：厚生労働省「人口動態統計」

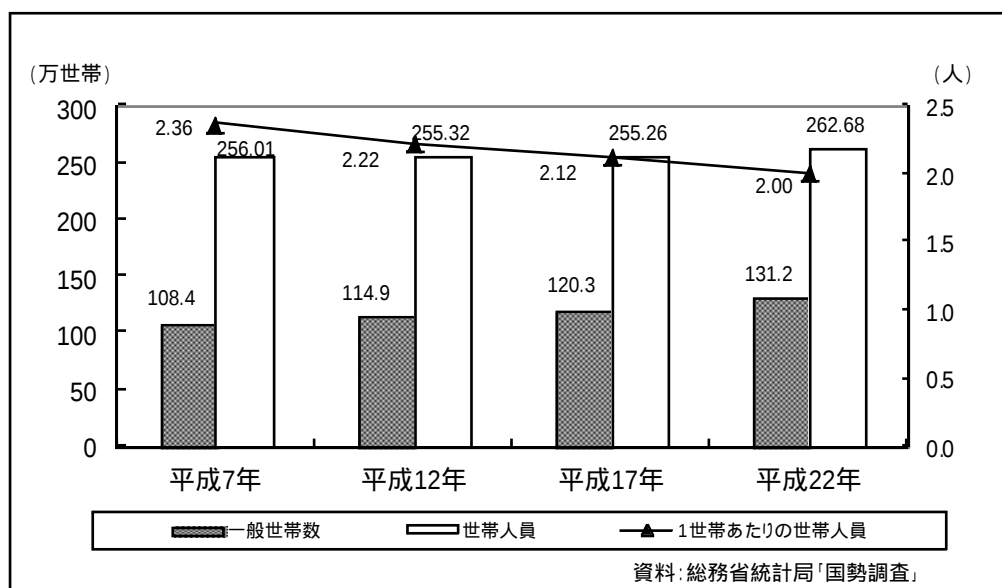
大阪市：大阪市調べ（住民基本台帳を用いて算出）

世帯の動向

平成 22 年における一般世帯数は 131 万 1,523 世帯で、1 世帯あたりの人員は 2.00 人となっています。

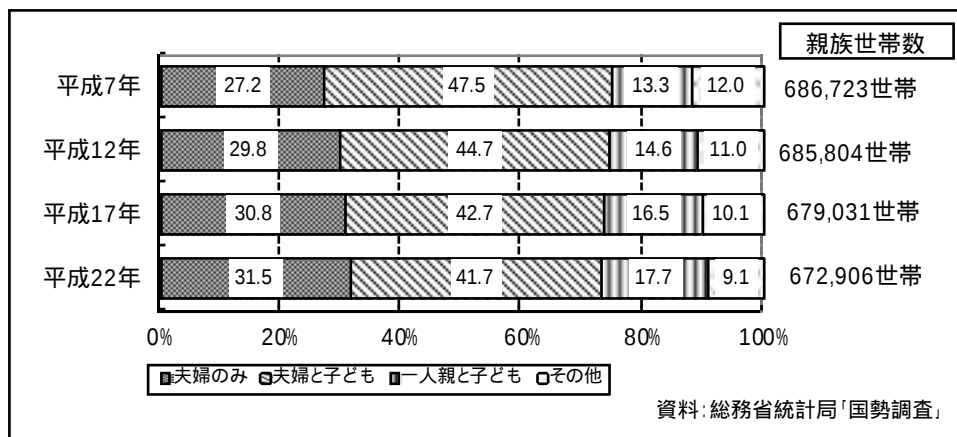
平成 7 年以降の推移をみると、世帯数は増加が続いていますが、一般世帯人員は平成 17 年より増加したものの、1 世帯あたりの人員はさらに減少傾向にあります（図 7）

図 7 一般世帯数・世帯人員・1 世帯あたりの世帯人員の推移



世帯構成としては単独世帯の割合が増加傾向にあり、平成 22 年の国勢調査では全体の 47.4%を占めています。世帯主と親族関係にある世帯員がいる親族世帯は年々減少しており、中でも夫婦と子どもからなる世帯が大きく減少しています。親族世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあります(図 8)。

図 8 親族世帯における家族類型別世帯数の割合の推移



婚姻等の推移

初婚年齢については、夫・妻とも高くなる傾向にあります。大阪市の場合、夫・妻ともに全国平均を上回っており、平成 22 年には夫が 30.6 歳、妻が 29.0 歳となっています(図 9)。

また、未婚率については、男性・女性とも全国平均を上回っており、平成 22 年の国勢調査では男性が 35.2%、女性が 28.5%となっています(図 10)。

図 9 初婚年齢の推移

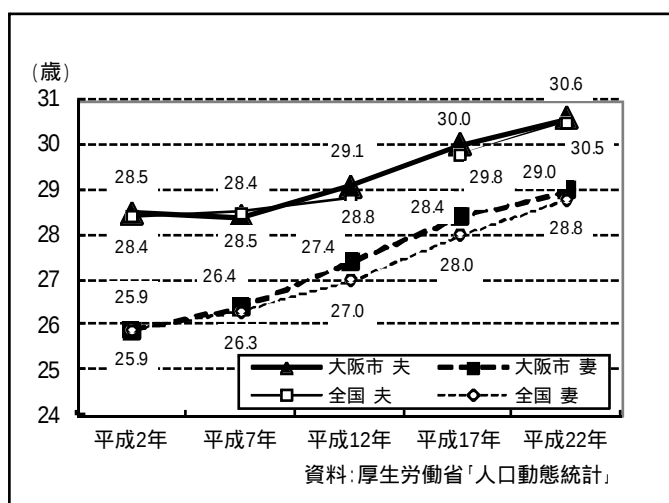
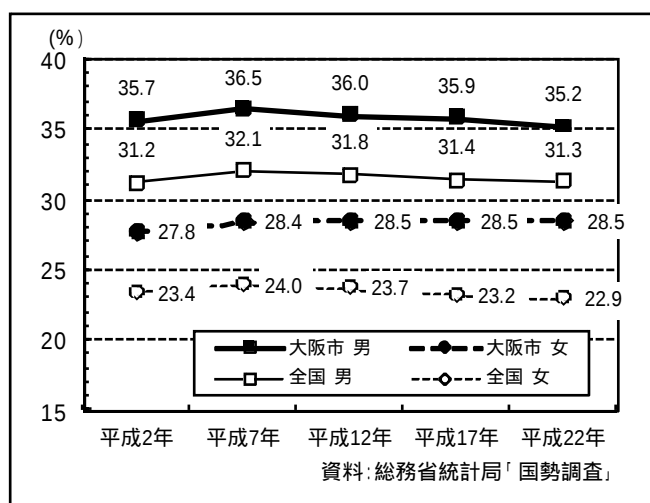


図 10 未婚率の推移(15歳以上人口)



(2) こども・青少年を取り巻く状況

学力・学習習慣

大阪市のこどもは、平成 26 年度全国学力・学習状況調査（以下、全国学力調査）において国語、算数・数学とも全国平均を下回っており、基礎的な「知識」に関する問題（A 区分問題）と、思考力・判断力・表現力等が問われる読解や記述式の問題など「活用」に関する問題（B 区分問題）の両方で全国平均との差がみられますが、その差は縮小する傾向にあります（図 11、12）。

図 11 平均正答率の全国との差の変化(小学校)

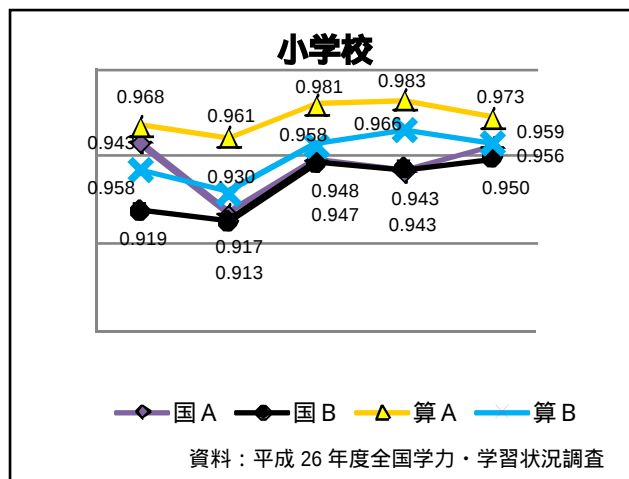
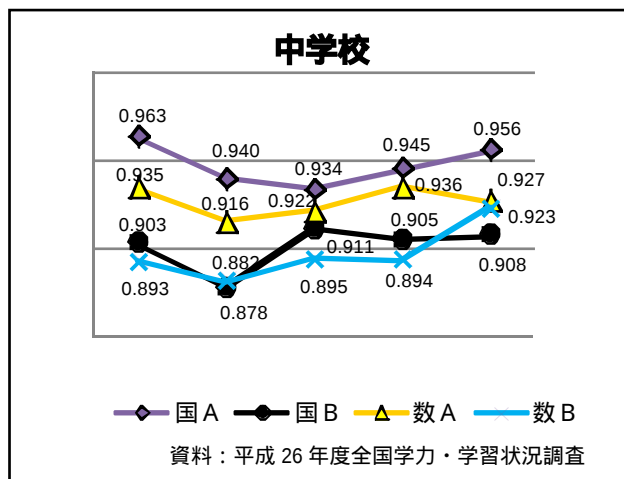


図 12 平均正答率の全国との差の変化(中学校)



悉皆調査の平成 19・20・21・25・26 年度を取り上げています。

グラフは、全国の平均正答率を 1 としたときの大阪市の割合を示したものです。

「家で学校の授業の予習をしている」、「家で学校の授業の復習をしている」という学習習慣に関する項目では、小学生、中学生とも全国平均より低くなっています（図 13、14）。

図 13 家で学校の授業の予習をしていますか(小中学生)

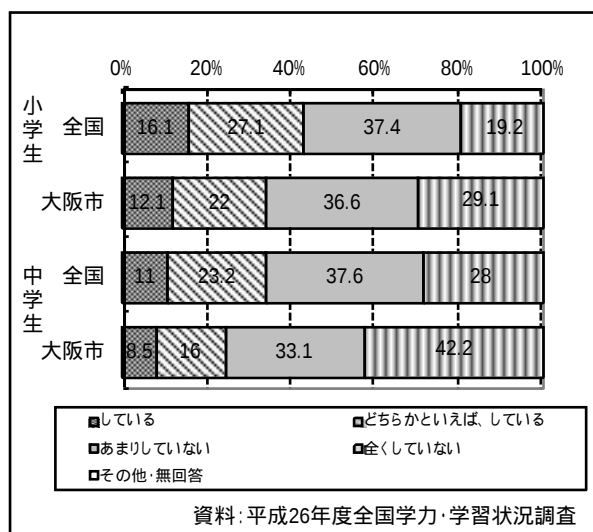
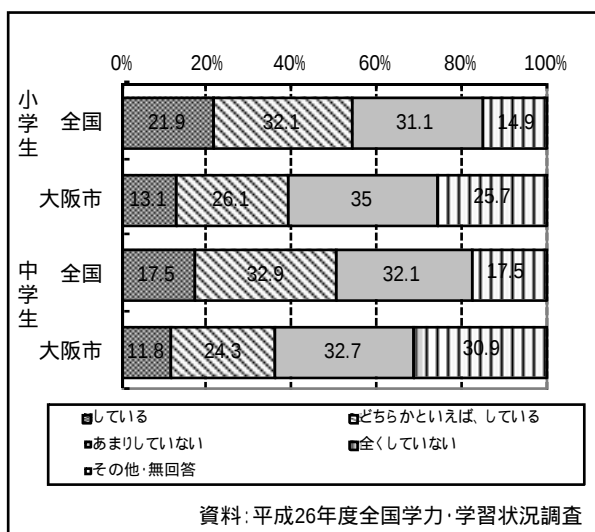


図 14 家で学校の授業の復習をしていますか(小中学生)



言語力・読書習慣

平成 23 年度に就学前児童の保護者を対象に実施した大阪市就学前児童生活実態アンケート（以下、就学前児童生活実態アンケート）によると、テレビの視聴時間が長いこどもは、絵本にふれる回数が少ない傾向がみられます（図 15）。

また、全国学力調査では、大阪市のこどもは、「普段のテレビやDVDの視聴時間」において1日4時間以上の割合が全国平均より高くなっています（図 16）。

また、読書は言葉の獲得や表現力を育成するうえで重要な活動ですが、大阪市のこどもは全国平均と比較して、読書が好きと答えた割合が低く（図 17）、家や図書館で読書する時間も短くなっています（図 18）。

図 15 テレビの視聴時間と絵本を読む頻度(就学前)

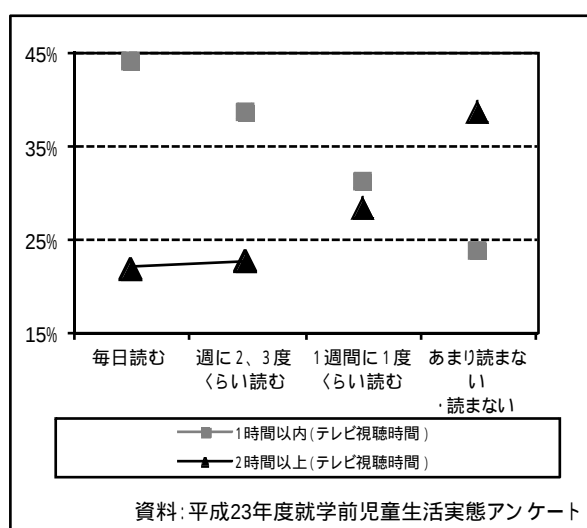


図 16 普段(月～金曜日)、1日あたりどれくらいの時間、テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか(小中学生)

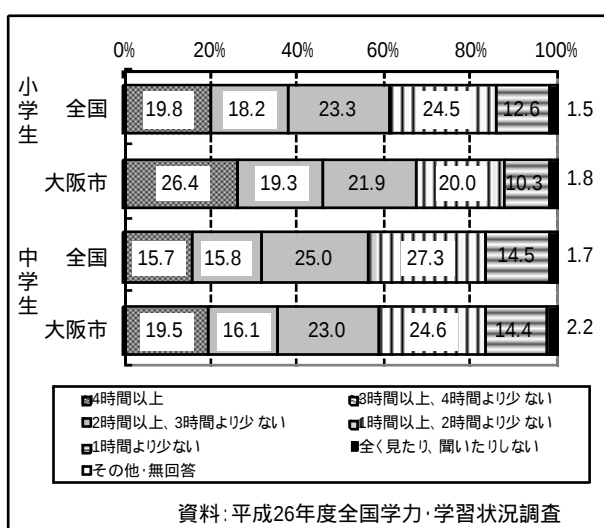


図 17 読書は好きですか(小中学生)

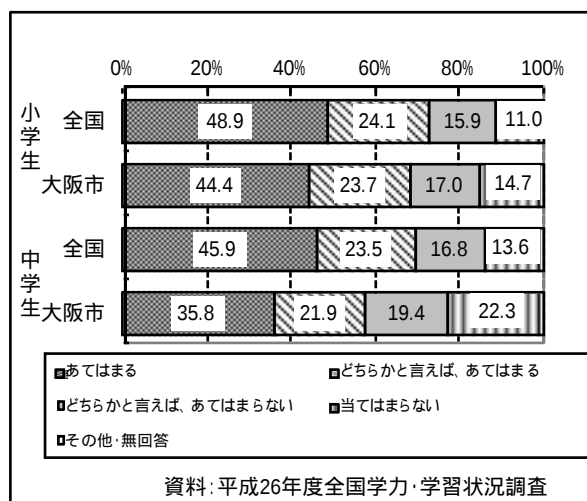
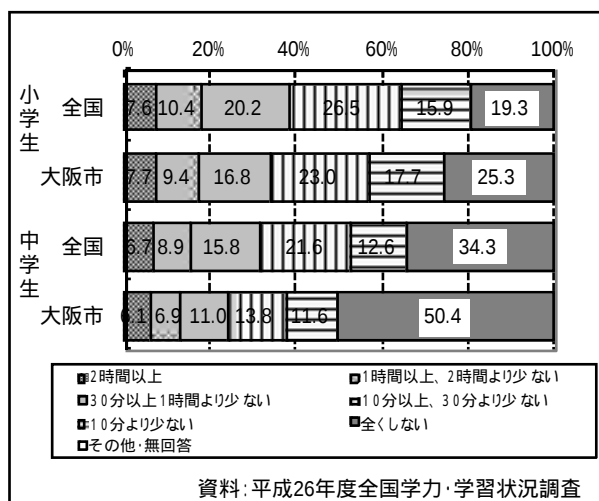


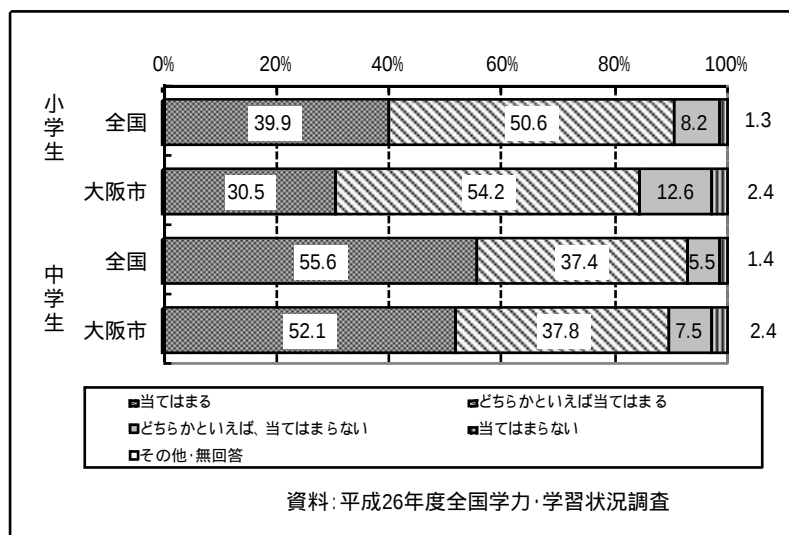
図 18 家や図書館で普段(月～金曜日)、1日あたりどれくらいの時間読書をしますか(小中学生)



規範意識・社会性

全国学力調査では、大阪市のこどもの「学校のきまり・規則を守っている」割合は全国平均より低い傾向がみられます（図 19）。

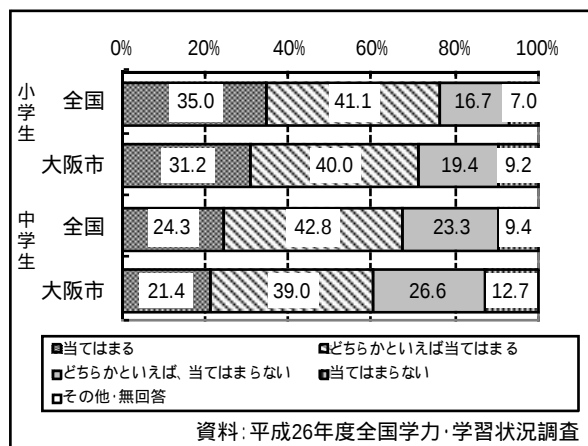
**図 19 学校のきまりを守っていますか(小学生)
学校の規則を守っていますか(中学生)**



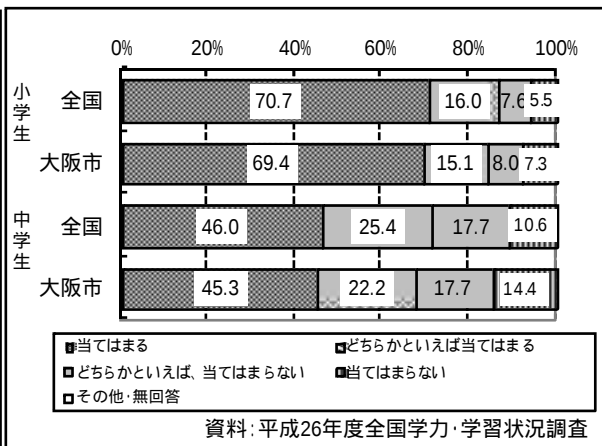
自己肯定感

全国学力調査の結果では、大阪市のこどもは、「自分によいところがあると思う」と答えた割合が全国平均より低い傾向にあります（図 20）。また、「将来の夢や目標を持っている」と答えたこどもの割合も全国平均より低い傾向にあります（図 21）。

**図 20 自分にはよいところがあると思いますか
(小中学生)**



**図 21 将来の夢や目標を持っていますか
(小中学生)**



大阪市内に在住の 15～39 歳の方を対象に、平成 25 年度に実施した大阪市次世代育成支援に関する若者意識調査（以下、若者意識調査）では、「自分はかけがえのない存在だと思うか」について「(あまり)そう思わない」と回答した人が 3 割弱あり、特に 15 歳から 24 歳にかけてはその割合が高い傾向にあります（図 22）。また、「将来の夢を持っていますか」については、約 70% の人が将来について何らかの夢を持っていると回答しています（図 23）。

図 22 自分はかけがえのない存在だと思いますか(若者)

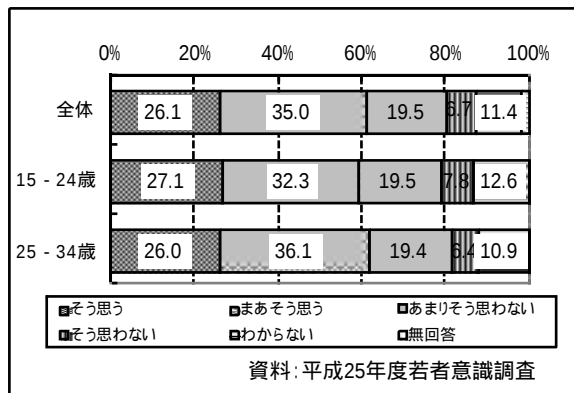
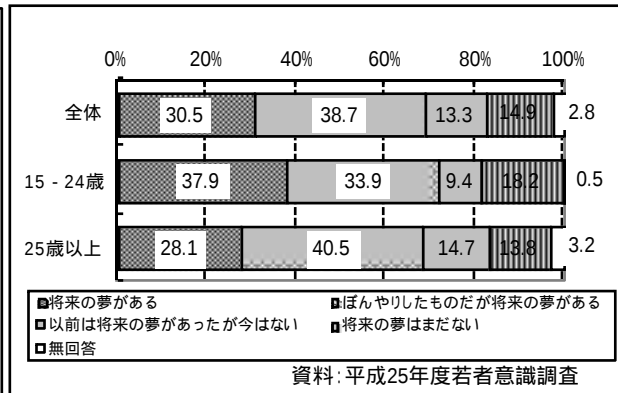


図 23 将来の夢を持っていますか(若者)



情報活用能力・コミュニケーション能力

大阪市の調査では、大阪市内のこどもの携帯電話所有率は高く、小学生で6割近くが所有し、年齢が上がるほど携帯電話よりスマートフォンの所有率が高くなっています。また、高校生になると9割以上が携帯電話を所有し、うちスマートフォンを所有する割合も8割近くになっています(図24)。

全国学力調査によると、1日あたり携帯電話やスマートフォンで電話やメール、インターネットをする時間が2時間以上と回答した割合が4割近くにのぼります(図25)。

また、若者意識調査では、新しい知識や情報を入手する手段として、「携帯電話・スマートフォン」とともに「テレビ・ラジオ」と回答した人が7割以上を占めています。さらに、15～24歳では「携帯電話・スマートフォン」をあげた人が8割以上を占めています(図26)。

情報活用能力については、「自分が必要とする情報を集めることができる」と回答した人が6割以上いる一方で、「いろいろな情報をうまくまとめることができる」、「いろいろな情報をうまく表現したり、他の人に伝えることができる」と回答した人は4割を下回っています。

コミュニケーションについては、「年齢が離れた人とでもうまくコミュニケーションをとることができる」を回答した人が7割以上います(図27)。

図 24 インターネットやメールができる自分だけの携帯電話(スマートフォンを含む)を持っていますか

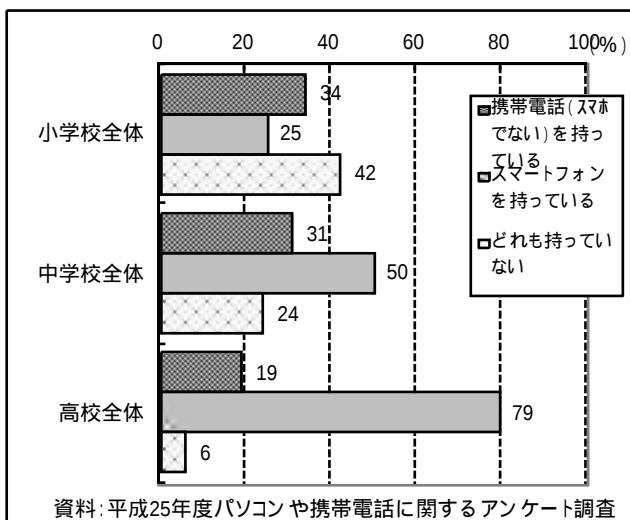


図 25 携帯電話で通話やメールをしていますか(中学生)

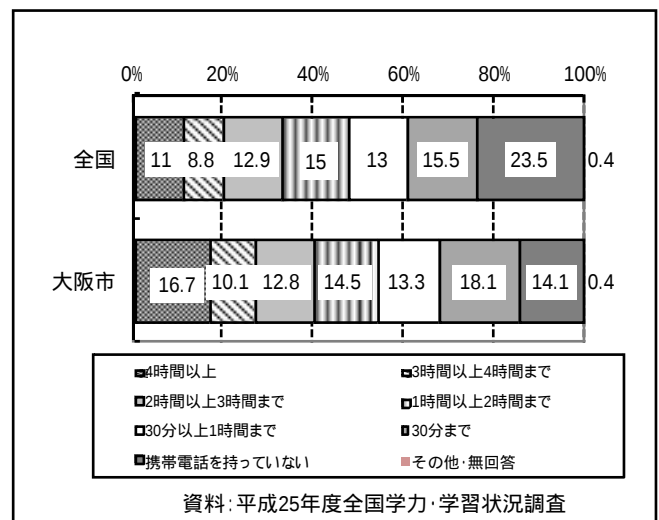


図 26 新しい知識や情報を入手する手段(若者)

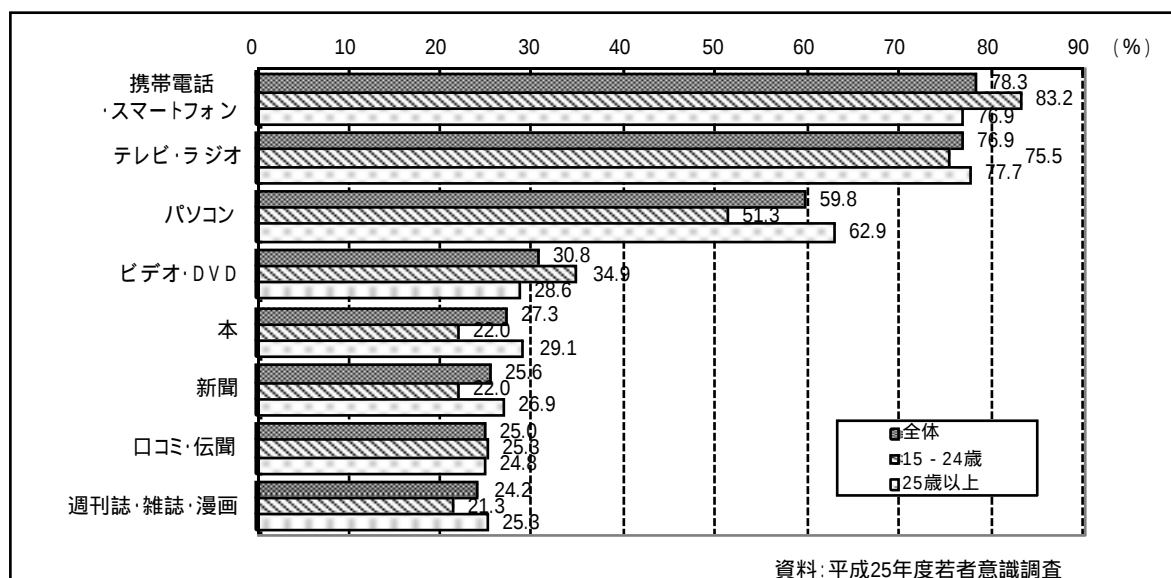
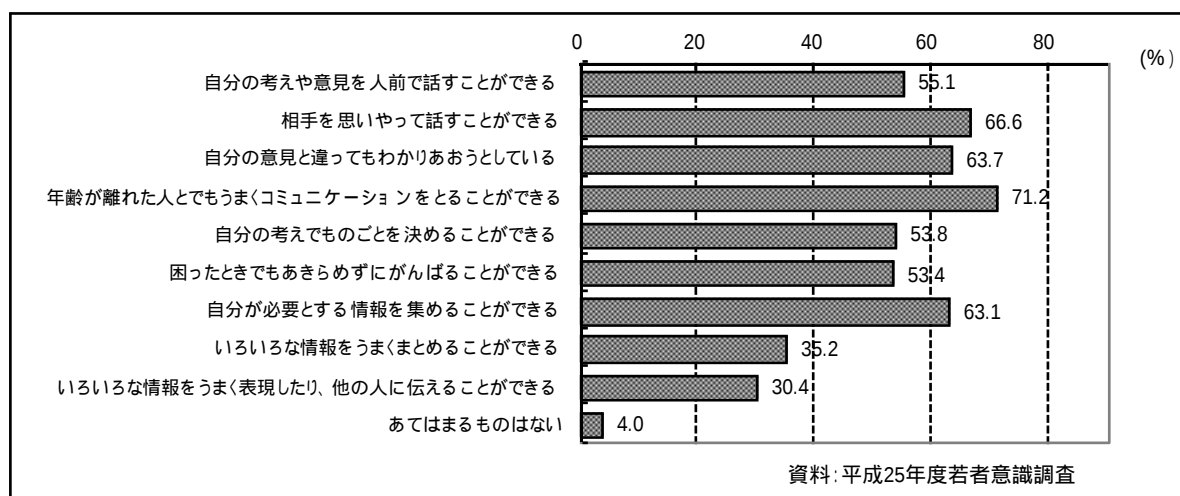


図 27 情報活用能力やコミュニケーションについての意識(若者)



体験活動

就学前児童（0～5歳）の保護者と就学児童（小学校1～3年生）の保護者を対象に、平成25年度に実施した大阪市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査（以下、ニーズ等調査）の結果では、就学児童の保護者の約3割が「地域の環境はこどもにとって体験活動に参加しにくい」と感じており（図28）、体験活動に参加していない理由としては、「活動に関する情報がなく、参加しにくい」、「知り合いなどがおらず、参加しにくい」などをあげています（図29）。

図 28 地域の環境はこどもにとって体験活動に参加しやすいか(就学児童)

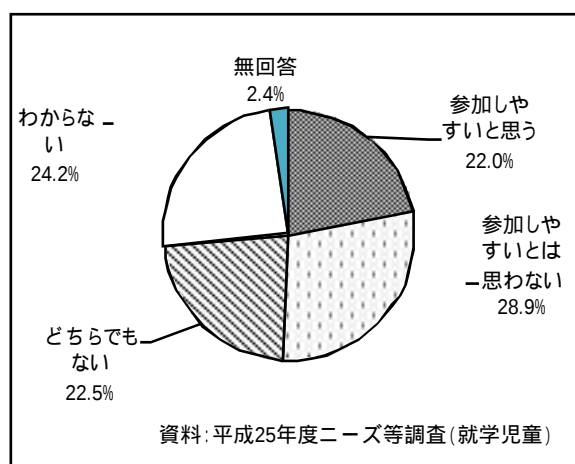
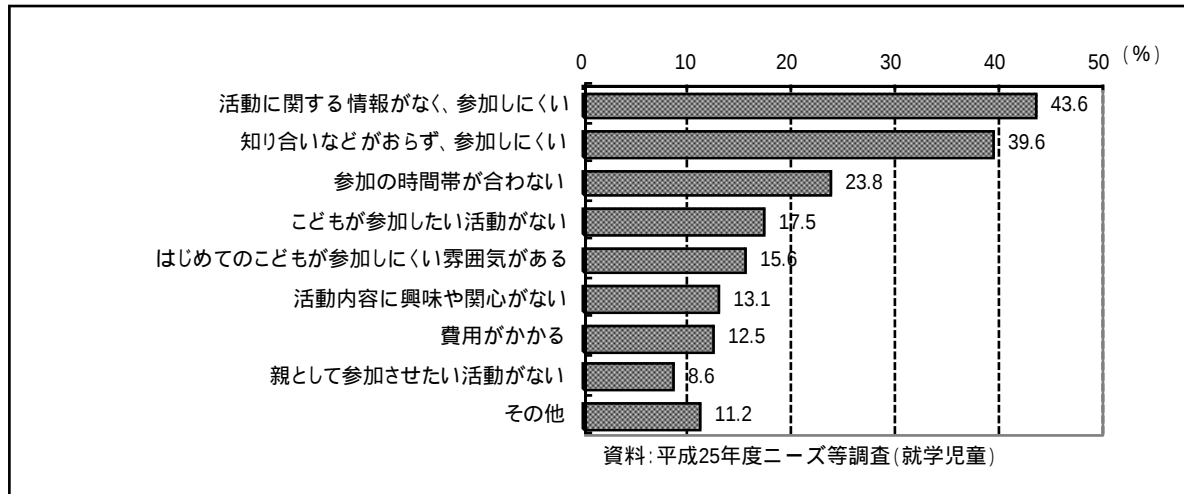
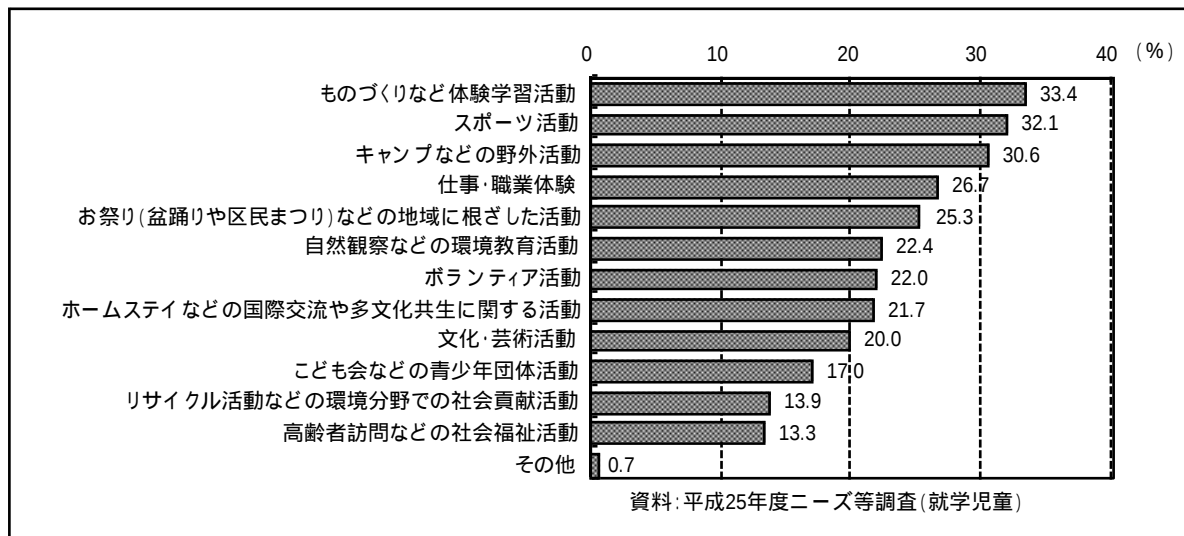


図 29 体験活動に参加していない理由(就学児童)



今後こどもを参加させたい地域での活動として、3割を超える保護者が「ものづくりなどの体験学習活動」、「スポーツ活動」、「キャンプなどの野外活動」をあげており、その他にも多様な体験機会への参加希望がみられます(図30)。

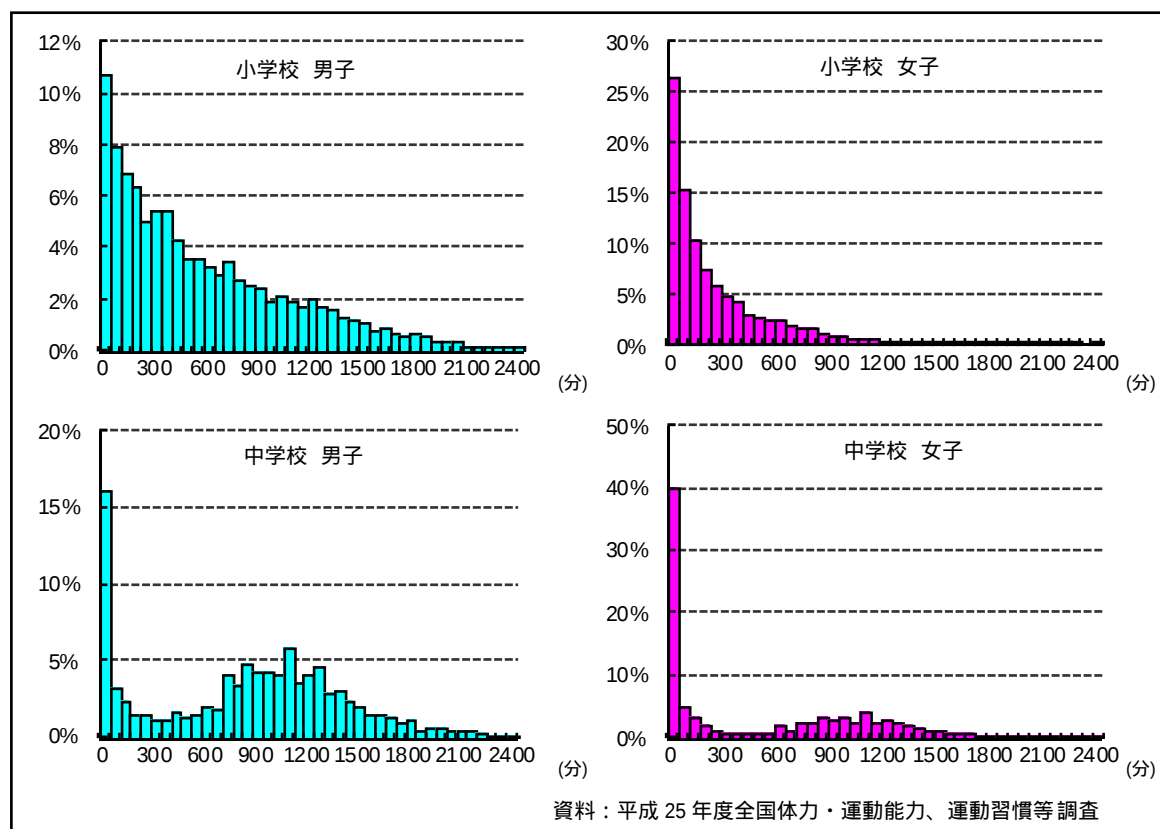
図 30 今後参加させたい体験活動(就学児童)



健康・体力

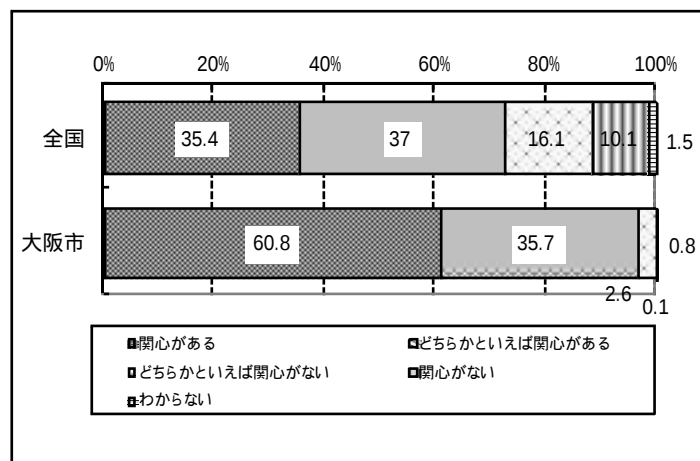
全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、運動やスポーツをする児童生徒としない児童生徒の二極化が明らかになっています(図31)。

図 31 1週間の総運動時間の分布(大阪市)



平成 22 年度に行われた、本市の保護者や市民を対象とした「食育に関するアンケート調査」では、食育に対する「関心度」は全国の結果を上回っています（図 32）。

図 32 食育の関心度



基本的生活習慣

全国学力調査の結果によると、大阪市のこどもは朝食を毎日食べる割合が全国平均より少なく、朝食を毎日食べていないこどもは、小中学生で2～3割となっています(図33)。また、就学前児童生活実態アンケートの結果では、就学前児童でも約10%が朝食を毎日食べていません(図34)。

就寝時間は小学生・中学生ともに全国平均よりかなり遅い時間となっています(図35)。就学前児童でも約25%が午後10時以降に就寝しています(図36)。

図33 朝食を毎日食べていますか(小中学生)

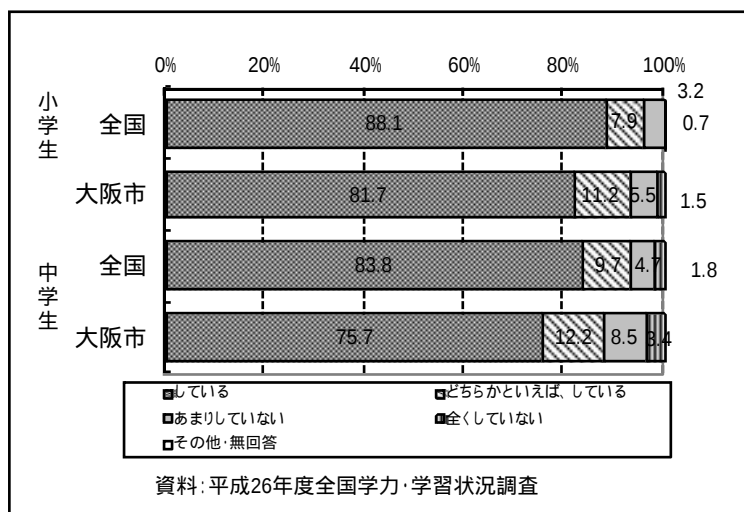


図34 朝食習慣(就学前児童)

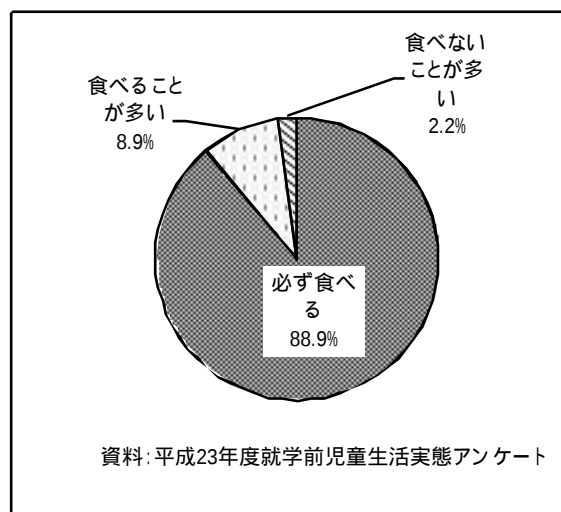


図35 普段(月～金曜日)、何時ごろに寝ますか(小中学生)

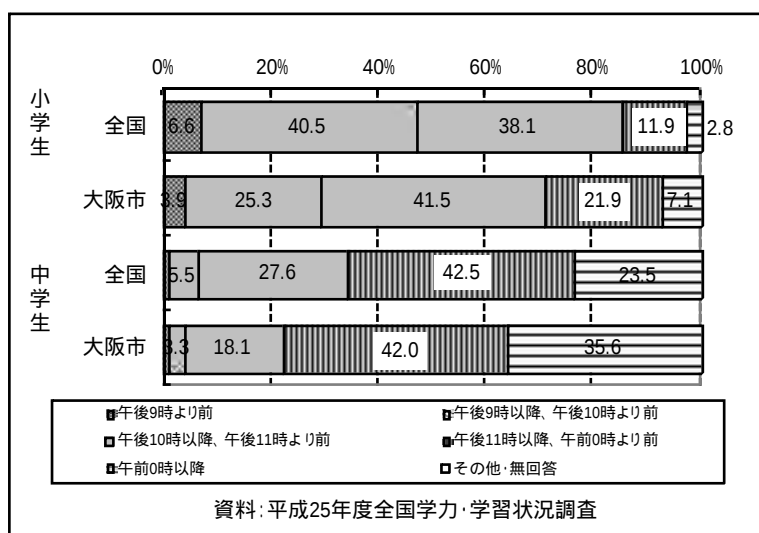
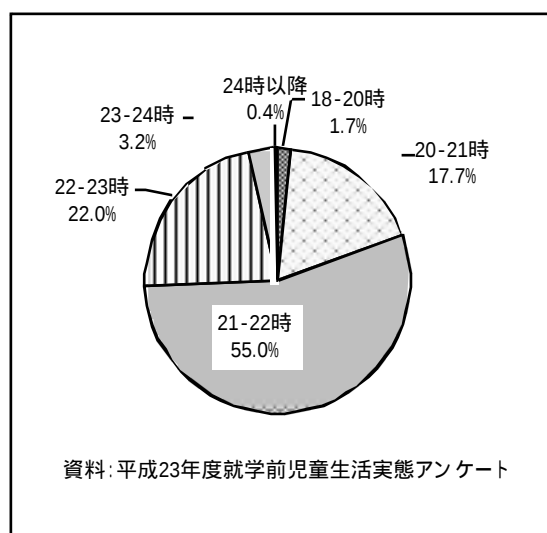


図36 就寝時間(就学前児童)



社会参加・社会的自立に関する意識

全国学力調査の結果では、大阪市の9割を超えるこどもが「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えています（図37）。

若者意識調査では、「社会や地域の人のために役に立ちたいと思うか」について、「（まあ）そう思う」と回答した割合は7割となっています（図38）。一方で、ここ1年間で学校や仕事以外の活動への参加経験について「何もしたことがない」と回答した人は約63%にのぼり（図39）、参加しない理由としては、活動に関する関心や情報の不足、時間的余裕がないことがあげられています（図40）。

図37 社会や地域のために役に立ちたいと思う(小中学生)

図38 社会や地域のために役に立ちたいと思う(若者)

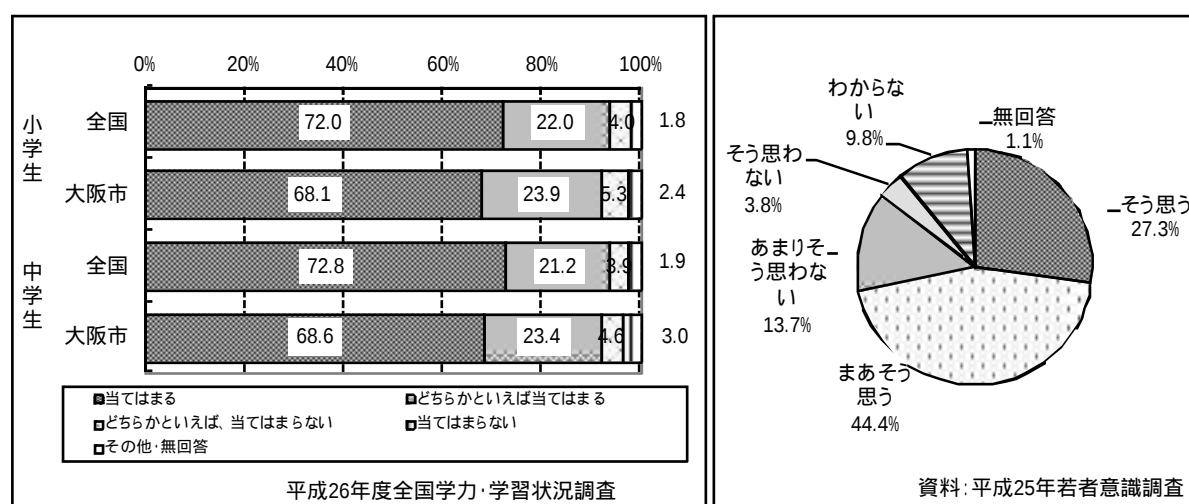


図39 現在参加している活動・この1年以内に参加した活動(若者)

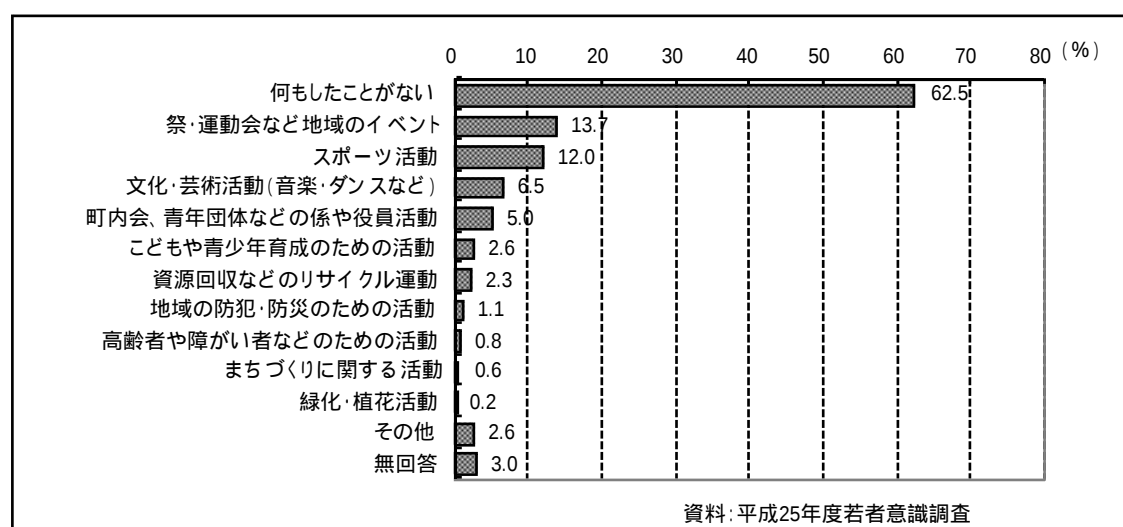
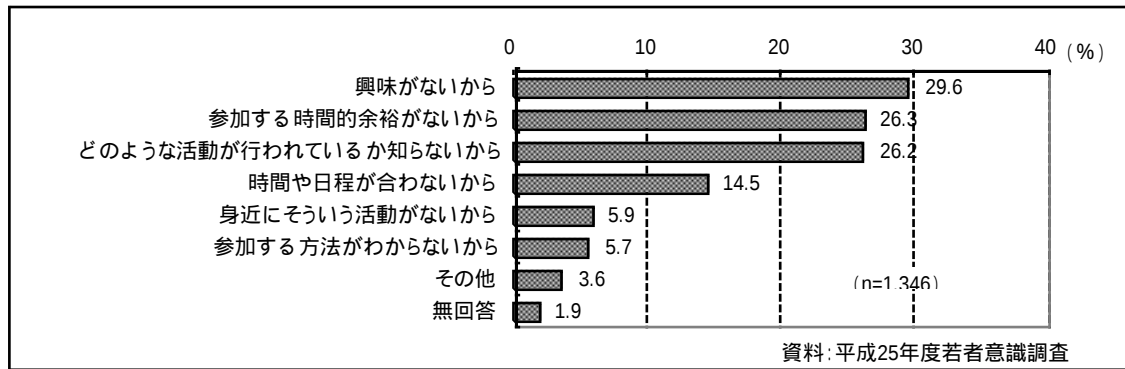
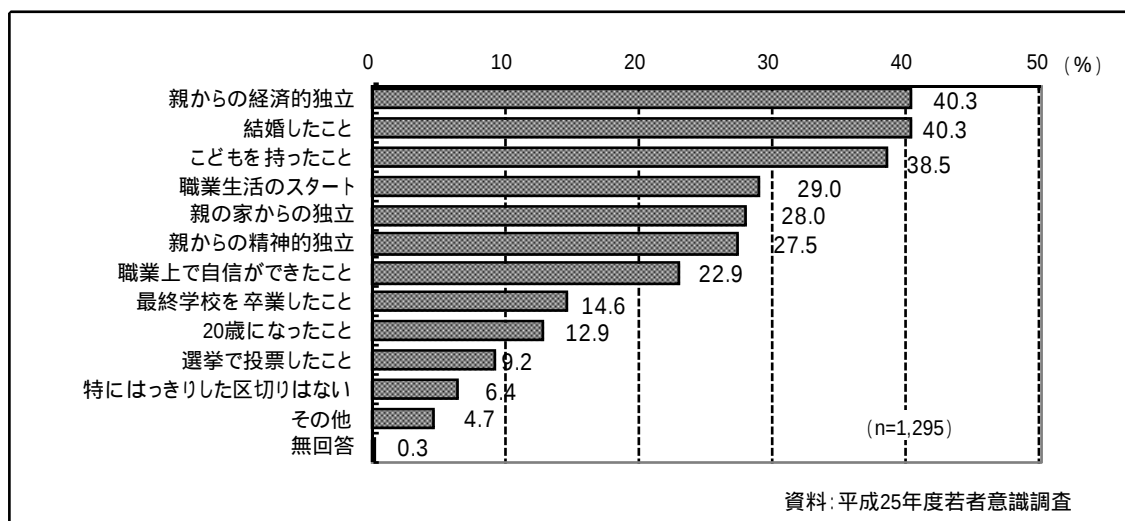


図 40 参加したことがない理由(若者)



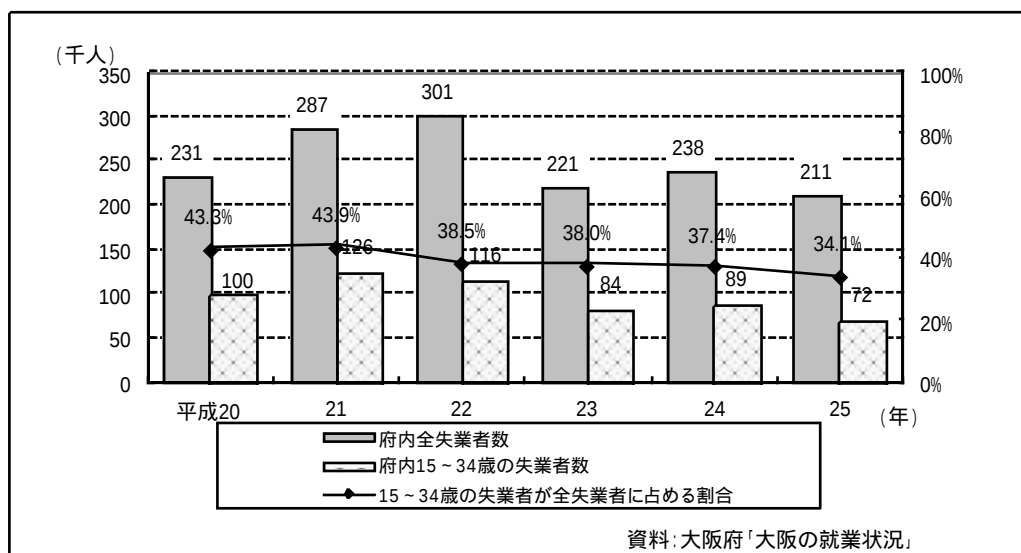
若者意識調査では、大人を自覚したきっかけについて「親からの経済的独立」とともに「結婚したこと」「こどもを持ったこと」と回答した割合が高くなっています(図41)。

図 41 大人を自覚したきっかけ(若者)



大阪府内の失業者数には変動がありますが、失業者数に占める若者(15～34歳)の割合は約4割を下回り、やや減少傾向にあります(図42)。

図 42 大阪府内の15～34歳の失業者数の推移及び全失業者に占める割合



いじめ・不登校

いじめは依然として深刻な課題であり、平成 23 年に起きたいじめによる中学生の自殺事件が社会問題化したことをきっかけに、より軽微な事案に対しても積極的に認知し早期発見・早期対応に心がけることが重要視されたことから、小中学校現場におけるいじめの認知件数は増加しています。大阪市の傾向は全国と同じですが、千人あたりの件数は半分以下となっています(図 43)。

また、大阪市の不登校児童の在籍比率は、ほぼ横ばいで推移していたところ、平成 25 年度に急増し、小学校では全国平均の 1.5 倍、中学校では約 1.8 倍と高い数値になっています(図 44)。

図 43 小中学校におけるいじめの認知件数(1000 人あたりの認知件数)

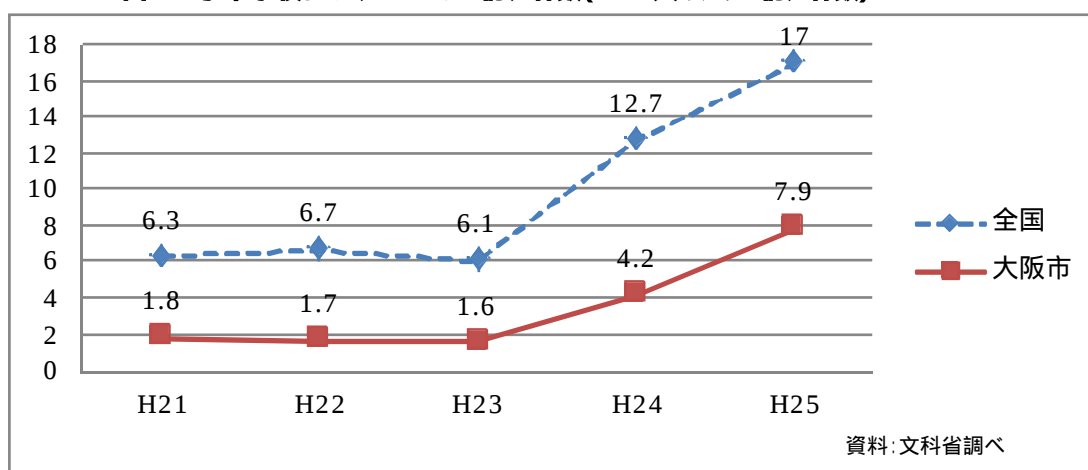
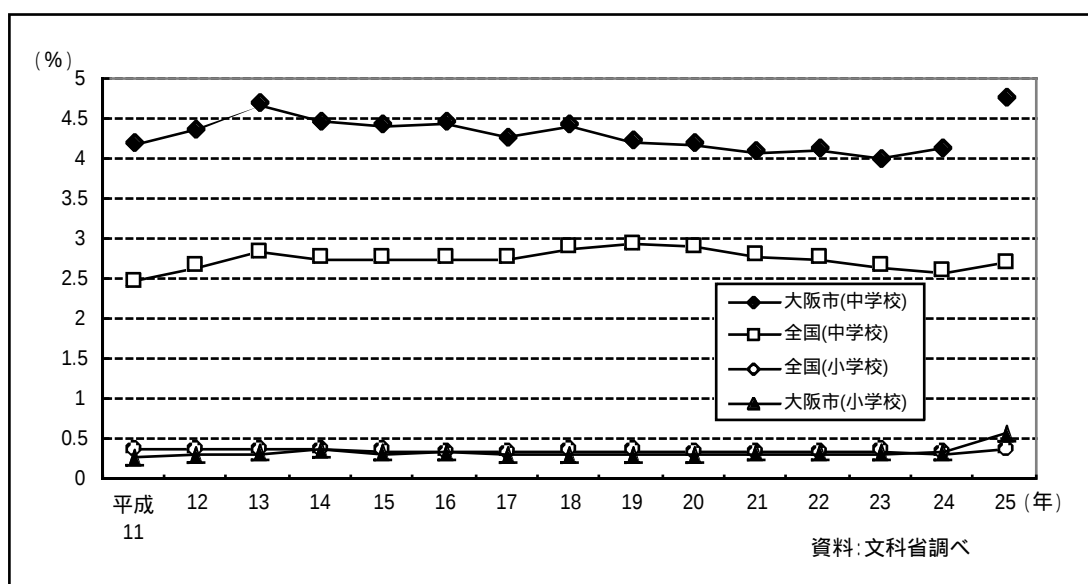


図 44 不登校児童生徒の在籍比率の推移



(3) 子育て支援の状況

子育てに関する意識

ニーズ等調査によると、就学前児童及び就学児童の保護者共に「子育てを楽しんでいると感じ、つらいと感じない」と回答した人が多数を占めるが、一方で「子育てを楽しんでいると感じず、つらいと感じる」と回答した人は、就学前児童の保護者では 1.2%、就学児童の保護者では 2.9%の割合になっており、下図の分布となっています(図 45、46)。

図 45 子育てについて感じること(就学前児童)

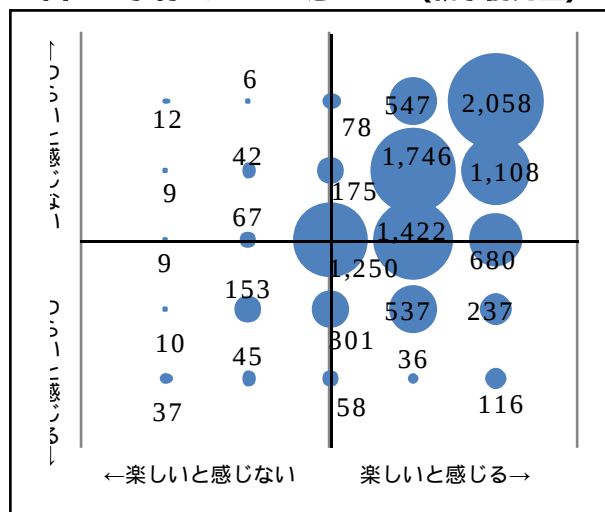
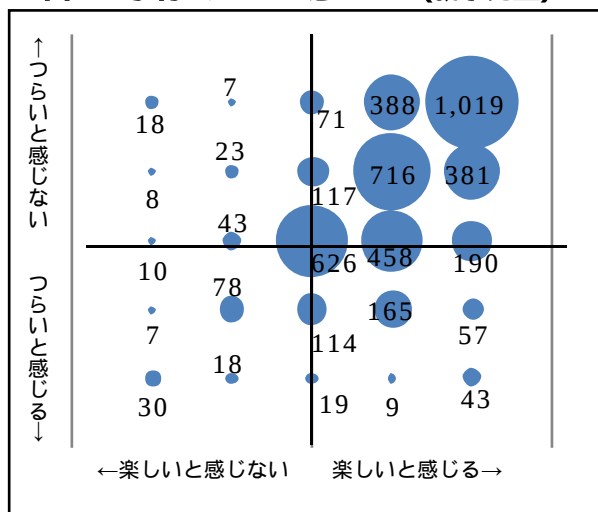
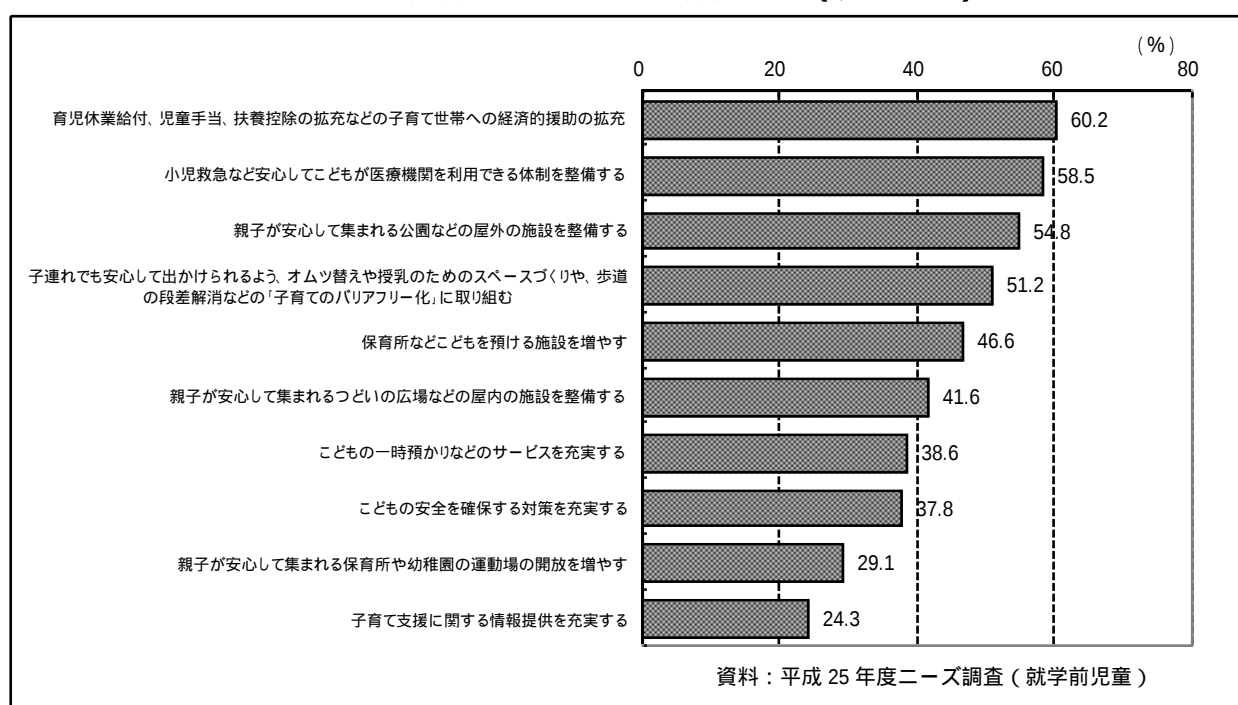


図 46 子育てについて感じること(就学児童)



市役所・区役所などに対して、充実してほしい子育て支援サービスについては、「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」と回答した人が 6 割を超えており、次いで「小児救急など安心してこどもが医療機関を利用できる体制を整備する」、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」、「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」が続いており、5 割を超えています。また、「保育所などこどもを預ける施設を増やす」は、46.6%の回答となっています(図 47)。

図 47 充実してほしい子育て支援サービス(就学前児童)



若者意識調査では、「子どもを持ちたいと思う」と回答した方が 77.9%を占めており、「子どもを持ちたいと思わない」の回答を大きく引き離しています（図 48）。

「子どもを持ちたいと思わない」と回答した人の中ではその理由として、「育児の心理的・肉体的負担が増えるから」をあげた人が最も多く、次いで「子育てや教育にお金がかかるから」となっています（図 49）。

また、「自分の仕事に差し支えるから」と回答した割合は、女性の方が男性に比べて高くなっています。

図 48 子どもを持ちたいと思うか(若者)

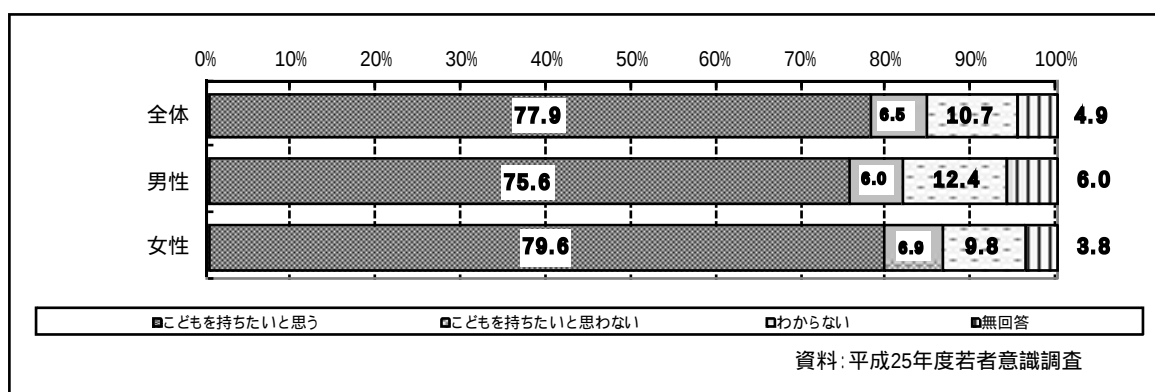
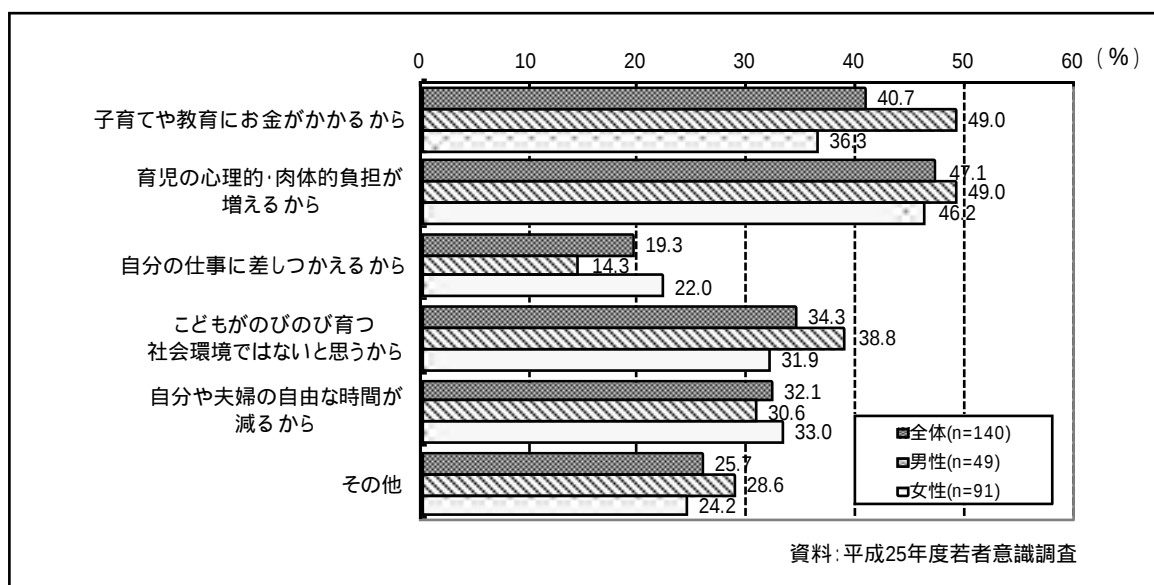


図 49 子どもを持ちたいと思わない理由(若者)



子育てに関する悩み

ニーズ等調査では、就学前児童の保護者の子育てに関する悩みについて「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分とれないこと」と回答した人が最も多く、次いで「こどもの食事や栄養に関すること」の割合が多くなっています（図 50）。

一方、就学児童の保護者は、「こどもの教育に関すること」「こどもの友達づきあい（いじめなどを含む）に関すること」「こどもの学力に関すること」をあげた人が 4 割を越えており、こどもの学校生活についての悩みが高くなっているというのが特徴です（図 51）。

次に、「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまうこと」と回答した人の割合は、就学前児童対象で 33.8%、就学児童対象で 24.4%の割合となっており、平成 20 年度ニーズ調査時（就学前児童対象 - 33.1%、就学児童対象 - 25.1%）とほぼ同様の割合になっています。

悩みを相談する相手としては、配偶者や親、同居している親せき以外では、友人や知人と回答した人が約 7 割にのぼります。

また、経済的な負担をあげた人の割合は、就学前児童対象で 34.2%、就学児童対象では 38.3%の割合となっており、平成 20 年度ニーズ調査時（就学前児童対象 - 50.0%、就学児童対象 - 49.0%）より下回っています。

図 50 子育てに関する悩み（就学前児童・上位 10 項目）

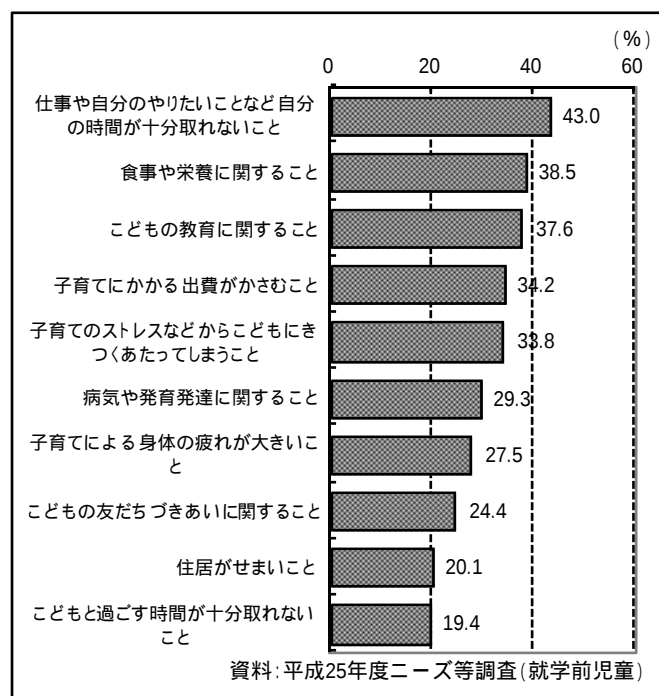
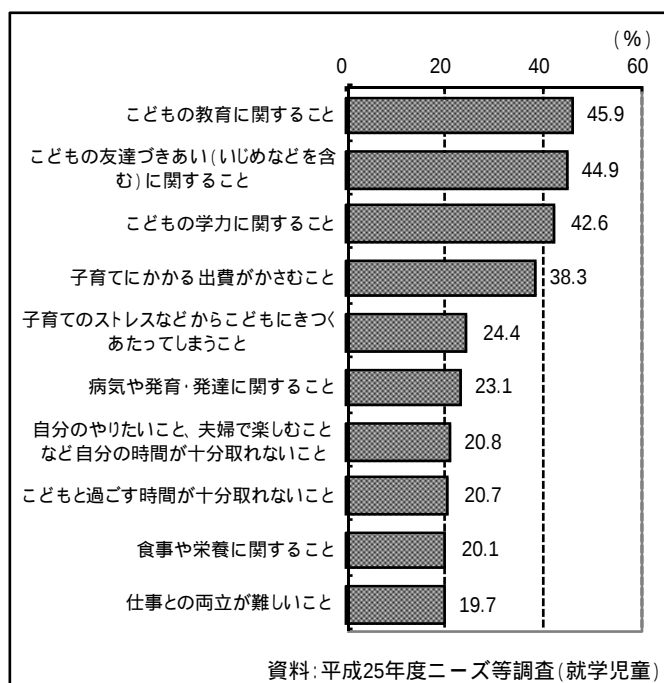


図 51 子育てに関する悩み（就学児童・上位 10 項目）



大阪市のアンケート調査では、近居を含む三世同居をしている人の5割近くの人が「親に育児を手伝ってもらえる」ことをメリットに感じています(図52)。また、現在、同居・近居していない人では、5割以上の人が「同居は好ましいとは思わないが、近居(妻の親)は好ましいと思う」と回答しています(図53)。

図52 親と同居または近居することによってどんなメリットを感じるか
(同居・近居している人に対する質問)

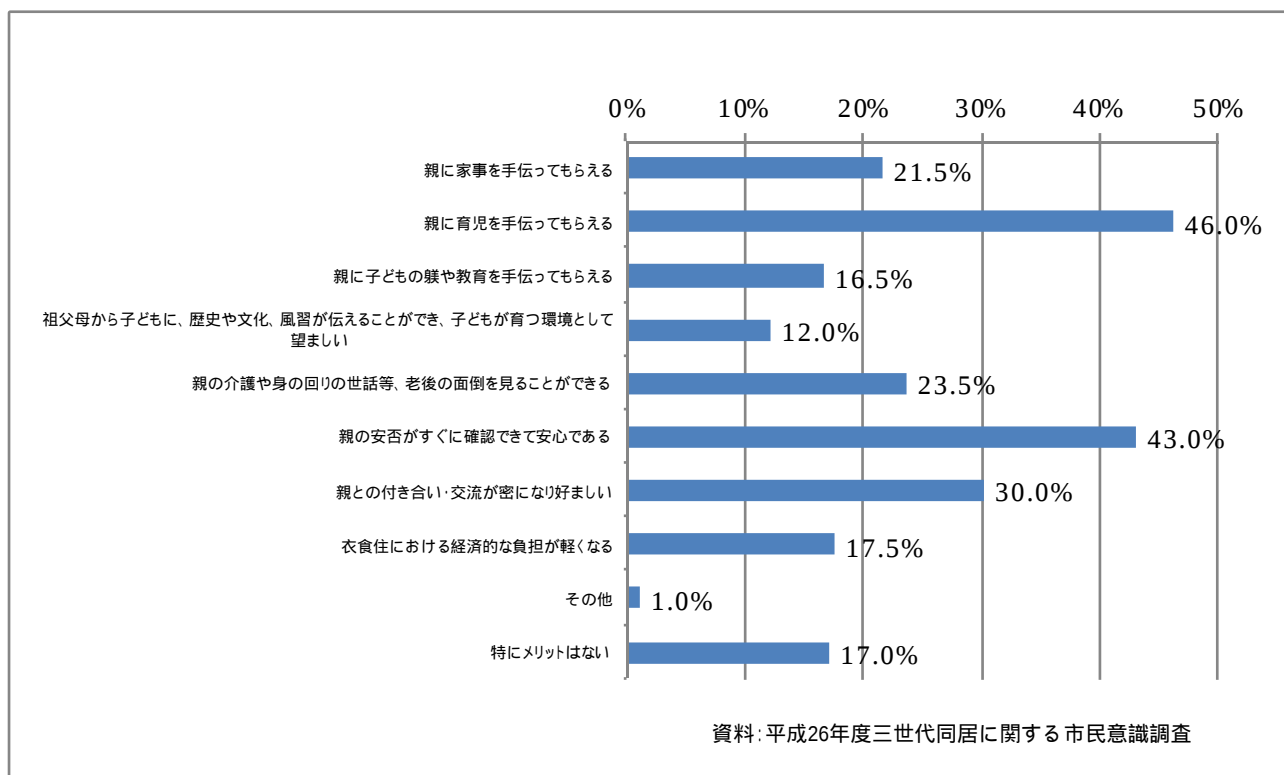
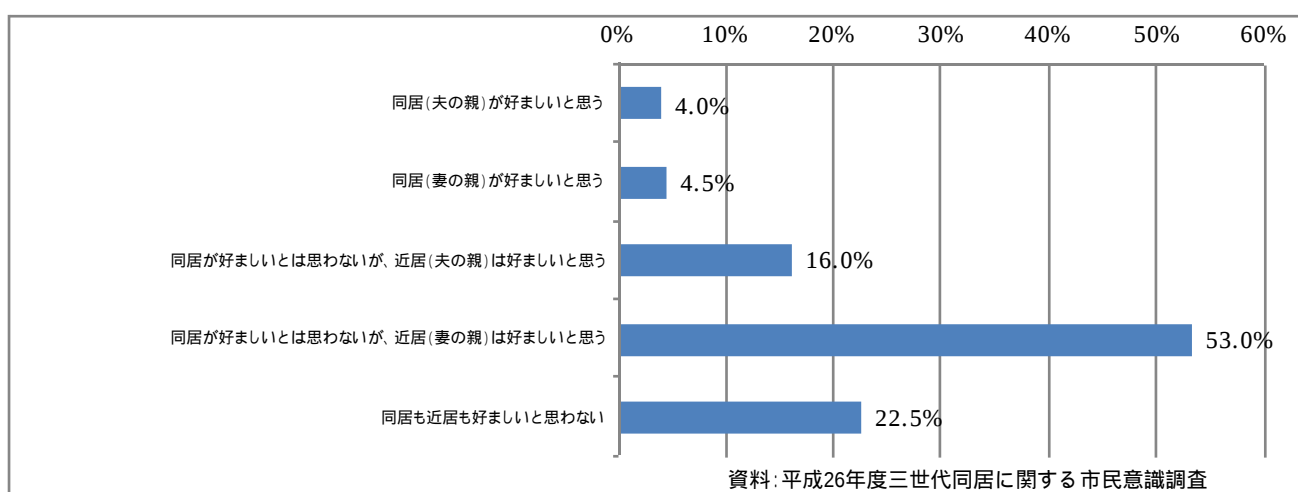


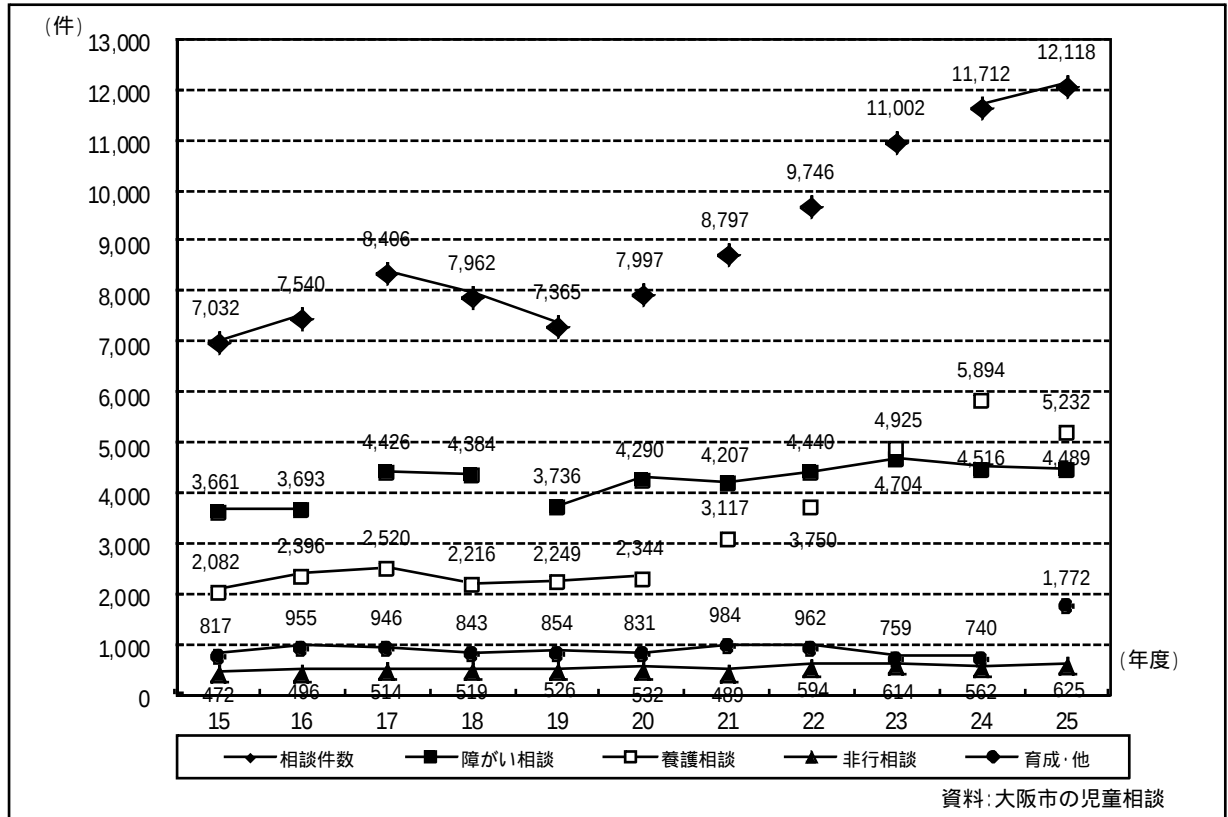
図53 理想の家族の住まい方として、自身または配偶者の親と同居または近居が好ましいと思うか。
(同居・近居していない人に対する質問)



子育て家庭が抱える課題

大阪市においては、年々児童人口が減少していますが、こども相談センターにおける相談件数は依然として高い値で推移しています（図54）。

図54 受付相談件数



近年、全国的に児童相談所への児童虐待相談件数は増加の一途をたどり、大阪市も同様の傾向にあり、5年前と比べると3.7倍と急増しています（図55）。

児童福祉施設の在籍児童数は、高い値で推移しています（図56）。

図55 児童虐待相談件数の推移

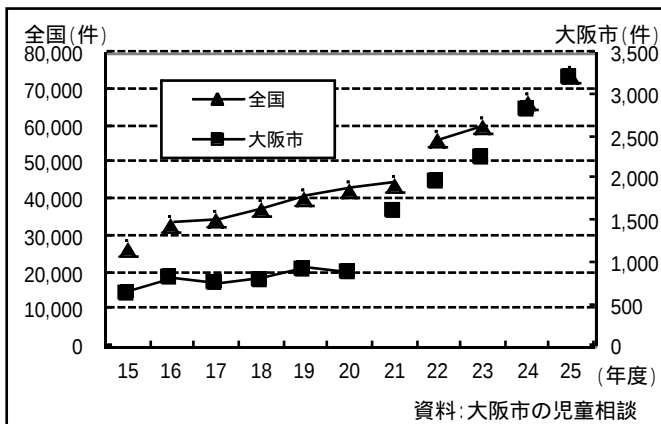
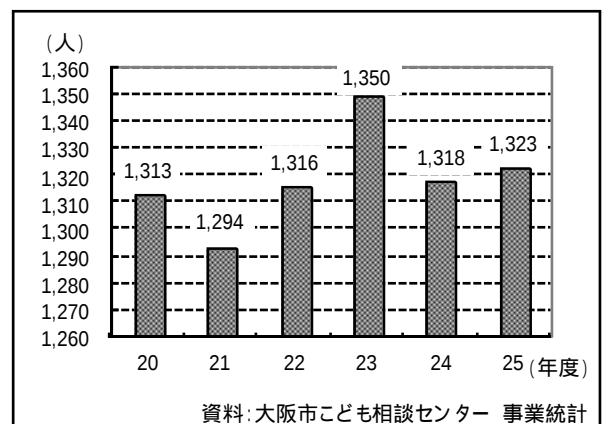


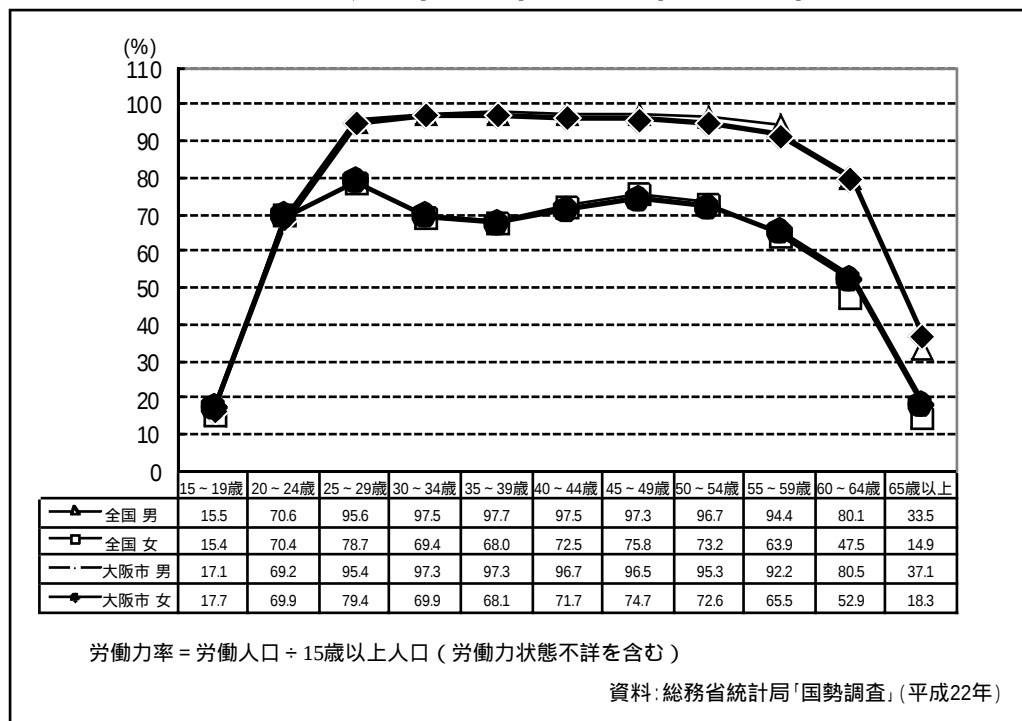
図56 児童福祉施設在籍児童数の推移



仕事と子育ての調和

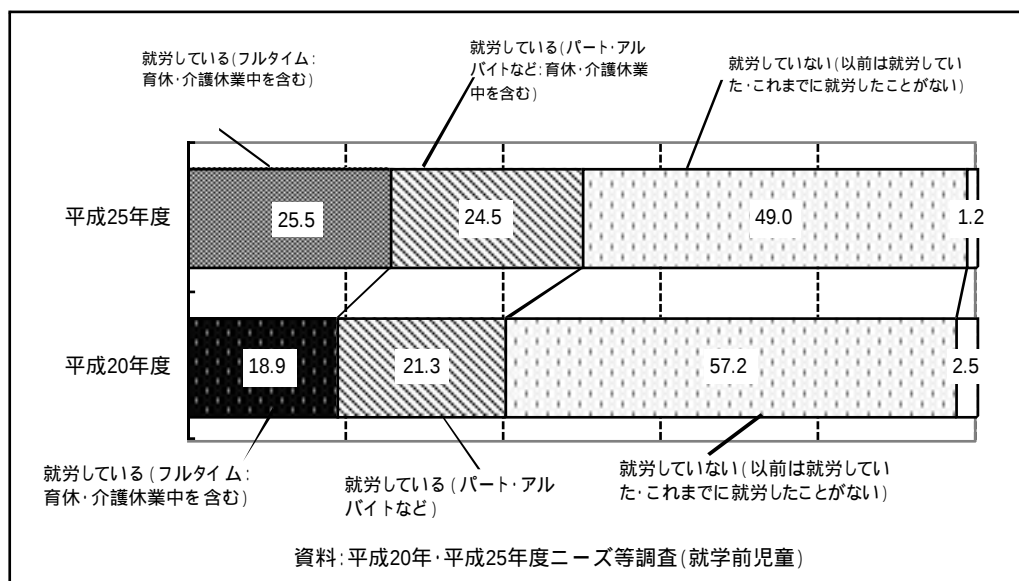
大阪市の女性の労働力率を年齢階級別にみると、「25～29歳」と「45～49歳」を頂点とし、「35～39歳」を谷とするM字型となっています。これは、結婚・出産を機にいったん離職し、その後育児が落ち着いた時期に再び働き出す女性が多いことを反映しており、仕事と子育ての両立の難しさを示しています。また、平成17年の国勢調査の際には、「30～34歳」が谷となっていたことから、女性の晩婚化、出産の高齢化が進んでいることが窺えます。全体の傾向は全国とほぼ同じですが、60歳以上の労働力は全国平均より上回っています（図57）。

図57 男女、年齢(5歳階級)別労働力率(全国・大阪市)



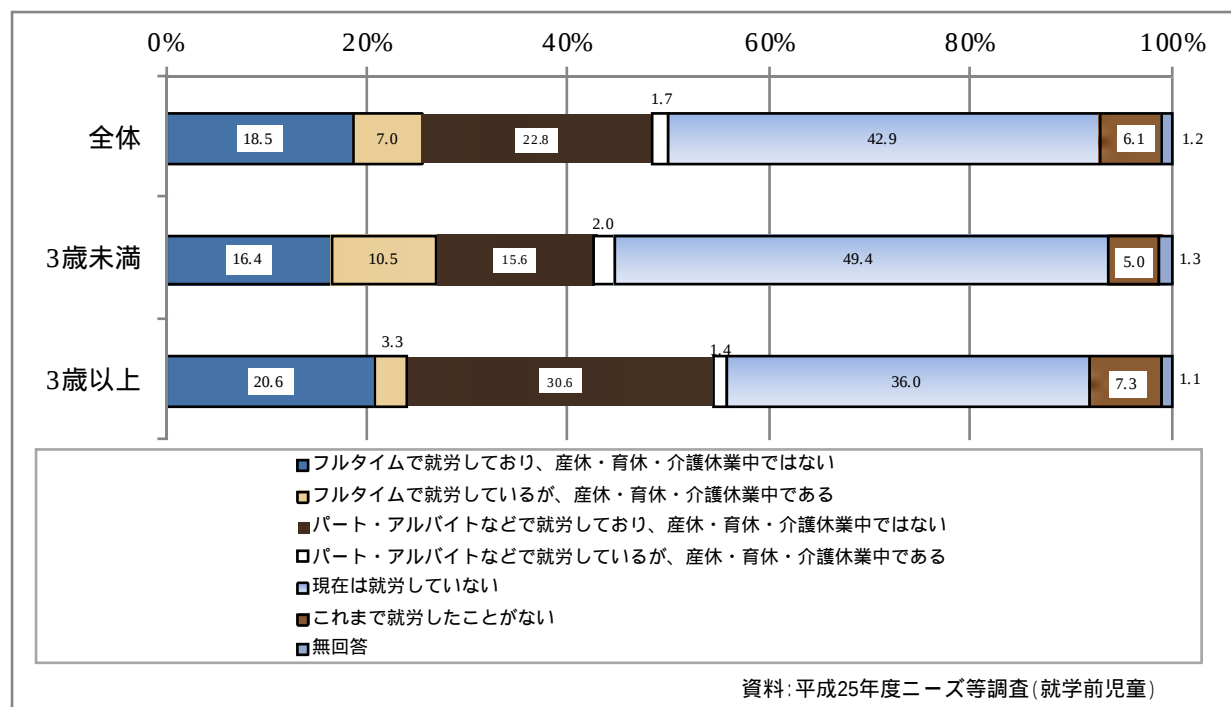
平成20年度に実施したニーズ等調査と比較すると、就学前のこどもがいる母親の就労割合はフルタイム、パート・アルバイト共に増加しています（図58）。

図58 母親の就労状況(就学前児童)の比較



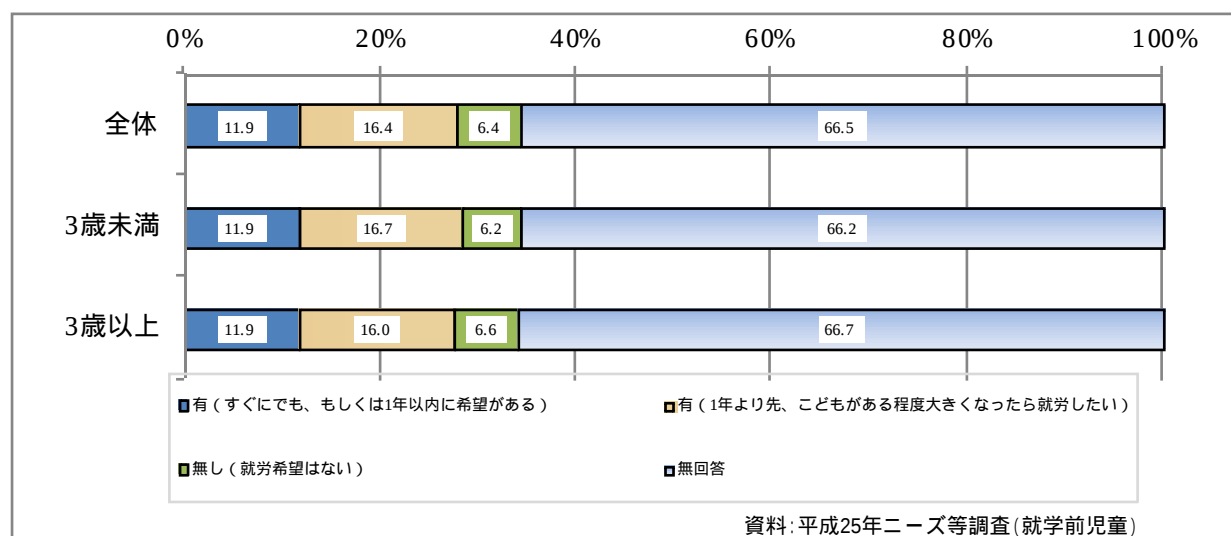
就学前のこどもがいる母親の就労割合は5割にのぼりますが、こどもが3歳以上の場合、就労している割合はさらに高くなり55.9%となっています（図59）。

図 59 母親の就労状況(就学前児童)



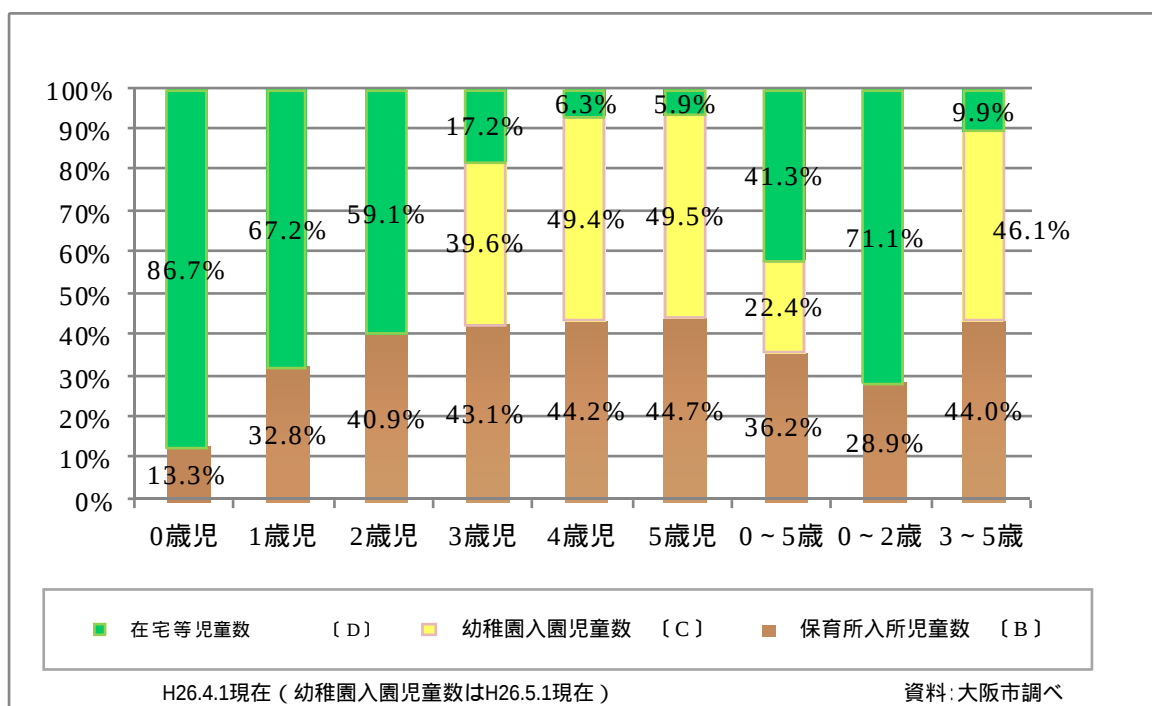
現在就労していない人の中で、今後の就労希望について「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した人は11.9%おり、「1年より先、こどもがある程度大きくなったら就労したい」と回答した人は16.4%にのぼります（図60）。

図 60 母親の就労希望(就学前児童)



大阪市の就学前児童の居場所については、0歳児～2歳児においては約7割が在宅であるのに対し、3歳～5歳児の約9割以上は、保育所・幼稚園に在園（所）しています。
また、3歳児～5歳児においては、44.0%が保育所、46.1%が幼稚園に在園（所）しています（図61）。

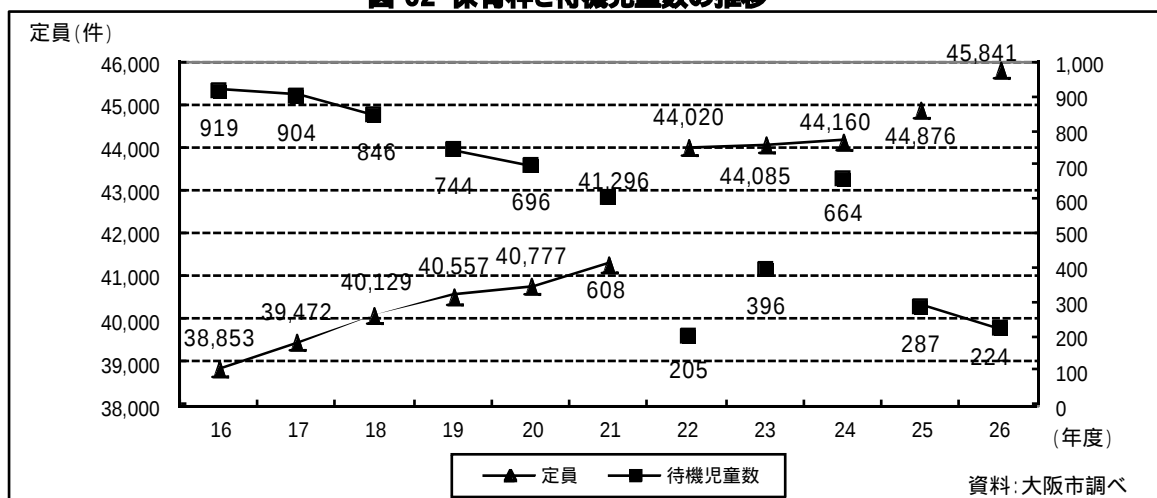
図 61 年齢別就学児童数(推計)と保育所入所児童数・幼稚園入園児童数・在宅等児童数



	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳	0～2歳	3～5歳
就学前児童数推(A)	22,010	21,966	21,451	20,994	20,378	20,518	127,317	65,427	61,890
保育所入所児童(B)	2,933	7,204	8,777	9,056	9,017	9,163	46,150	18,914	27,236
[B] / [A]	13.3%	32.8%	40.9%	43.1%	44.2%	44.7%	36.2%	28.9%	44.0%
幼稚園入園児童(C)	—	—	—	8,321	10,075	10,148	28,544	—	28,544
[C] / [A]	—	—	—	39.6%	49.4%	49.5%	22.4%	—	46.1%
在宅等児童数(D)	19,077	14,762	12,674	3,617	1,286	1,207	52,623	46,513	6,110
[D] / [A]	86.7%	67.2%	59.1%	17.2%	6.3%	5.9%	41.3%	71.1%	9.9%

平成 25 年度は 898 人分（繰越含まず）の保育所整備を行った結果、平成 26 年 4 月 1 日の待機児童数は 224 人に減少しました。（図 62）

図 62 保育枠と待機児童数の推移



(4) 子育て・子育て環境の状況

まちの魅力

ニーズ等調査では、就学前児童の保護者の約4割が地域の遊び場に満足していないと回答しています(図63)。

外出する際に困ること・困ったことについては、「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」が最も多く、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」、「小さな子どもとの食事に配慮された場所(店)が少ない」が続きます(図64)。

図63 地域の遊び場への満足感(就学前児童)

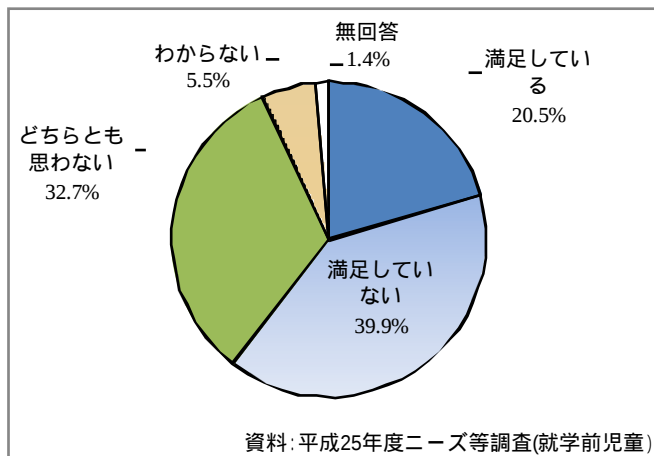


図64 外出する際に困ること・困ったこと(就学前児童)

(n = 10,840)

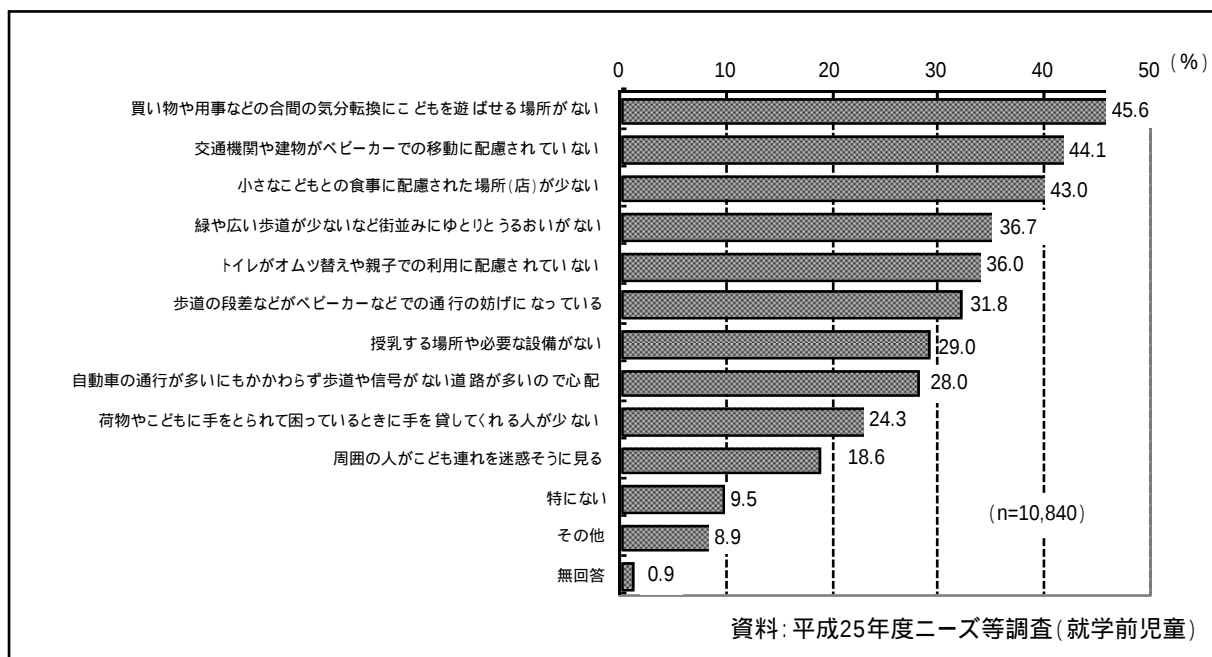
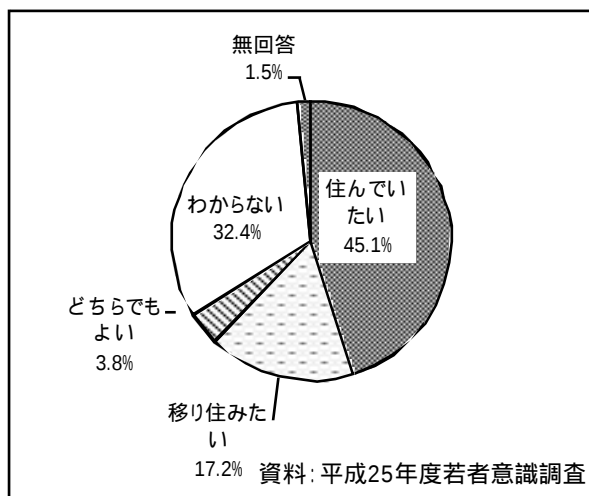


図65 将来ずっと大阪市に住んでいたい(若者)



若者意識調査では、約45%の人が「将来ずっと大阪市に住んでいたい」と回答しており、約32%が「わからない」と回答しています(図65)。

こどもの安全

少年が刑法犯により被害を受けた件数は、平成 20 年に 3 万件を下回ってから減少傾向にありましたが、平成 25 年度に増加に転じています。(図 66)

刑法犯少年の検挙・補導人員は減少傾向にありますが、依然として高水準で推移しています(図 67)

図 66 少年の犯挙被害(刑法犯)の推移

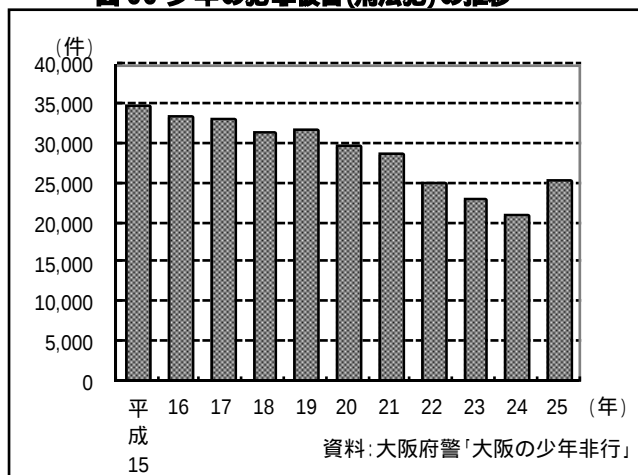


図 67 刑法犯少年の検挙・補導人員の推移

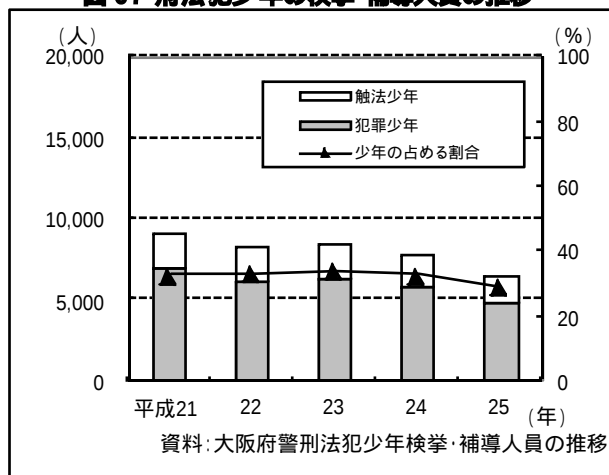
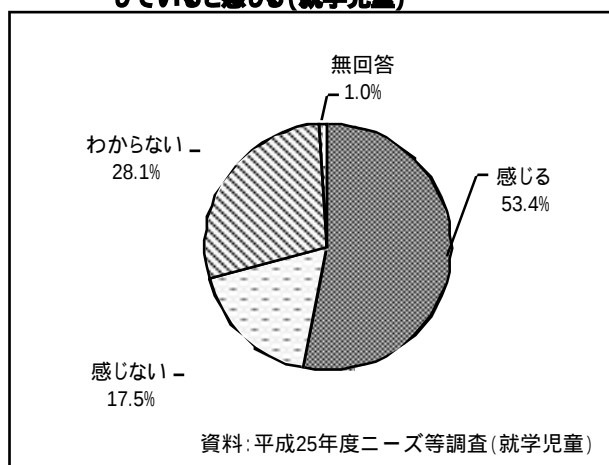


図 68 地域でこどもが巻き込まれる事故や犯挙が増加していると感じる(就学児童)

ニーズ等調査では、「地域でこどもが巻き込まれる事故や犯挙が増加していると感じる」と回答した就学児童の保護者の割合は 5 割を超えています(図 68)



地域や社会の子育て支援に対する意識

ニーズ等調査では、「子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるか」の問いに対する就学前児童及び就学児童の保護者の回答は、「感じる」が 6 割を超えています(図 69、70)

図 69 子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるか(就学前児童)

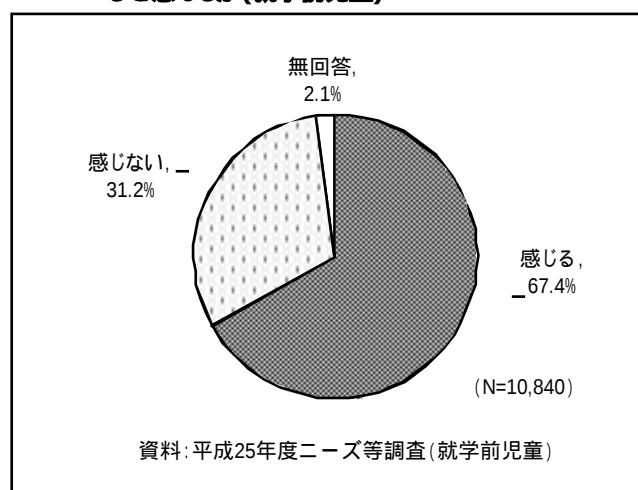
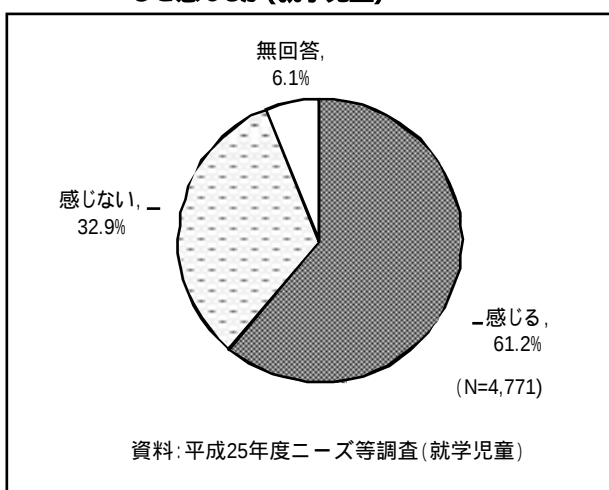


図 70 子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるか(就学児童)



2 - 2 大阪市における主な課題

大阪市の合計特殊出生率は全国と比較してさらに低くなっています。平成 18 年以降、出生数や合計特殊出生率が持ち直し、横ばい傾向にあるものの、総人口に占める年少人口、生産年齢人口の割合は減少しており、少子化への対応が喫緊の課題となっています。

加えて、子育て層と考えられる 30 歳代の市民と就学前のこどもが転出超過となっており、大阪市が子育て家庭にとって暮らしにくいまちになっていないか懸念されます。

現状から明らかとなった課題を克服し、大阪市の利点を最大限に生かしながら、こども・子育て支援施策を総合的に推進することにより、大阪市を子育てしやすいまち、子育てしたいと思えるまちにしていけることが重要です。

(1) こどもや青少年を取り巻く課題

確かな学力の向上

全国学力調査では、基礎的・基本的な「知識」とともに、「知識」を活用する問題に課題がみられます。知識や技能を活用しながら自ら学び自ら考えて課題を解決していく力、そして生涯にわたり学び続ける意欲を身に付けることが大切です。

また、すべての学習活動の基盤となる言語力を高めていくことも重要です。読書は言語力の育成に重要な活動ですが、大阪市のこどもは、テレビやDVDの視聴時間が長い一方で、読書意欲が低い傾向や読書習慣が十分に定着していない傾向がみられます。本に親しむ環境づくりを進めるなど、こどもや青少年の言語力を豊かにしていけることが重要です。

社会で共に生きていく力の育成

大阪市のこどもは規範意識が低い傾向がみられます。こどもや青少年が社会の中で互いを尊重しあいながら共に生きていけるよう、規範意識や社会性を育成していくことが重要です。

また、情報化が急速に進展する中で、こどもや青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。スマートフォン・テレビなどの情報メディアが発展する中で、人との交流やコミュニケーションの機会が減少しています。情報収集は得意な人が多い一方で、情報をまとめたり、他の人に伝えることを苦手と感じる人が多い傾向がみられます。これからの社会で生きていくうえで、情報活用能力やコミュニケーション能力を一層高めていく必要があります。

自己肯定感の醸成

大阪市のこどもは、自分にはよいところがあるという自己肯定感や、将来の夢や希望を持つ割合が低い傾向にあります。自分に肯定的なイメージを持つことは、生きていくうえでのあらゆる力の源泉となるものであり、こどもや青少年が自分に自信を持ち、未来に向かっていきいきと成長できるように支援していくことが大切です。

多様な体験ができる環境づくり

大阪市のような大都市では、自然にふれる機会が少なく、また、少子化や核家族化、遊びの変化などにより、異年齢の人との交流や集団による活動など、さまざまな体験機会の減少が懸念されます。大阪市では、地域の環境が子どもにとって体験活動に参加しやすいと思う就学児童の保護者は約2割と少ない傾向がみられます。

こどもや青少年は、さまざまな実体験や多様な人との交流の中で、生命や自然を大切にする心や他者を思いやるやさしさ、社会で守るべきルールなどを学んでいきます。こどもや青少年の成長にとって多様な体験ができる環境を整えていくことが重要です。

健康・体力の保持増進

全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、運動やスポーツをする児童生徒としない児童生徒の二極化が明らかになっているとの課題がみられます。

生涯にわたり心身ともに健康で、活力のある生活を送るために、子どもの頃から主体的に運動する習慣を身につけ、基礎的な体力を養うなど、健康を管理する能力を形成することが重要です。また、社会状況の変化に対応し、現代的な課題について学校園・家庭・地域が連携して取り組み、子どもの生活環境を整え、子どもが自らの健康や安全を管理する能力を身に付けるため、発達段階に応じ、適切な指導を早い段階から進める必要があります。

健全な生活習慣の形成

大阪市のこどもは、朝食を毎日食べない割合が高い傾向や就寝時間が遅い傾向がみられるなど、生活習慣に課題がみられます。生活習慣は生涯を通じた健康の保持増進にとって大切であることはもとより、学力にも関連するなど、心身の健やかな成長や生涯の生き方にも影響を与える重要なものです。生活習慣は一朝一夕で身につくものではなく、幼い頃からの積み重ねが大切です。発達段階に応じて健全な生活習慣を形成し、維持、向上できるよう、家庭はもとより保育所や学校園、地域が連携して取り組んでいくことが重要です。また、大阪市では、食育への関心度が高い傾向があり、家庭や保育所、学校園、地域などが一層連携して、実践に向けた具体的な取組につなげていく必要があります。

社会参加・社会的自立への支援

大阪市のこどもや青少年は、学校や仕事以外の活動に参加する割合は少ない傾向にありますが、社会や地域の人役に立ちたいと思う割合は高くなっています。こうしたこどもや青少年の貴重な貢献意欲を大阪市のまちの活力として生かしていけるよう、社会参画を促す仕組みづくりが重要です。

また、昨今の経済状況は回復傾向にあり、雇用情勢は持ち直しの動きがありますが、失業者の3割強を若年者が占める状況にあり、経済的な自立が困難な若者が増えています。早期離職率の高水準での推移や学卒未就職者の増加などが懸念される中で、就業に向けて一人ひとりの状況に応じた支援を推進していく必要があります。

こどもや青少年が抱える課題への対応

いじめや不登校など、こどもや青少年はさまざまな課題を抱えています。重大な人権問題であるいじめは、それまで見過ごされていた軽微な事案も積極的に認知していることから、その認知件数が増加しています。最近では、インターネットやスマートフォン用無料通話等アプリを利用した「ネット上のいじめ」といった外から見えにくい形で進行している場合も多く、家庭や学校、地域が一層連携して、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいく必要があります。不登校も中学校で急激に顕在化することが多く、その在籍比率は全国と比較して非常に高くなっています。不登校に至る背景も多様化・複雑化しており、「登校させる」ことだけを問題解決の目標にするのではなく、こどもや青少年の将来の社会的自立に向けた視点から、一人ひとりの状態に応じて支援していく必要があります。

(2) 子育てをめぐる課題

身近な地域の子育て支援

大阪市では、親族世帯が減少する一方、核家族の割合が高くなる傾向があります。核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化等により、子育てが孤立しやすい現状があります。大阪市においては、子育てが楽しいと感じ、つらいと感じないと答える保護者が多数を占めていますが、子育てを楽しみを感じず、つらいと感じると答える保護者も少なからず存在します。また、就学前のこどもの保護者の3人に1人、就学児童の保護者の4人に1人が、子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまうことを悩みとしています。就学前のこどもを育てる保護者の約4割が、親子が安心して集まれる集いの広場やこどもの一時預かりを希望しており、在宅での子育てを身近な地域で支援する仕組みの充実が必要です。また、大阪市ではひとり親家庭が増加傾向にあります。各家庭の状況に応じたきめ細かな子育て支援を充実していく必要があります。

その他、三世代同居に関する市民の意識調査では、妻の親との近居を好ましく感じている市民も多いため、長期的な視野から、三世代同居や近居の意義を検討してみることも重要です。

仕事と生活の調和

大阪市において就学前のこどもを育てる保護者の約5割が、子育てする中で、保育所などこどもを預ける施設を増やす、といった仕事と子育ての両立への支援が特に重要と考えています。大阪市の女性の就業率は国とほぼ同じ傾向にあり、35歳から39歳頃に出産や子育て等を機に仕事を辞める傾向があると推測されます。希望する人が子育てをしながら継続して働ける環境づくりを充実していく必要があります。大阪市の就学前のこどもを育てる女性の就労割合は増加しており、ニーズ等調査では、現在、就労していない人の3割が就労希望を持っています。今後、このような潜在的なニーズも視野に入れながら、子育て家庭の多様なニーズに対応する保育サービスを充実していく必要があります。また、就学児童の放課後活動についても、こどもの実態や保護者のニーズ把握に努め、多角的な視野からそのあり方を検討していく必要があります。

児童虐待の防止・早期発見

全国的に、児童虐待によるこどもへの被害が後を絶たず、児童相談所への相談件数は増加の一途をたどっており、大阪市も同様の傾向にあります。児童虐待は、こどもや青少年の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与え、最悪の場合、生命にもかかわります。児童虐待を未然に防止することが何よりも大切であり、いざという時には可能な限り早い段階で発見し、迅速かつ適切に対応する体制を一層強化していく必要があります。

社会的養護体制の強化

親の離婚や虐待など、さまざまな理由により家庭での養育が困難な状況にあるこどもが増加しています。地域社会において家庭の機能を補い、こどもの養育を支える社会的養護の仕組みを充実していく必要があります。児童養護施設等に在籍する児童の全体に占める被虐待児の割合が高い中で、こどもの状況に応じた適切な支援を行うため、こどもの生活の場である施設機能を充実し、より家庭的な養育環境を実現するため、施設の小規模化等を計画的に推進していく必要があります。また、家庭的な養育を行う里親委託は少なく、より多くのこどもが里親による養育が受けられるよう仕組みを充実していく必要があります。

障がいのあるこどもと家庭への支援

「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく第4期障がい福祉計画に向けて告示された指針において、可能な限り障がい児支援の利用実態及びニーズの把握を行い、障がい児支援の種別ごとの必要量を見込むこととされているほか、障がい福祉計画は市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と調和が保たれたものとする必要があること、障がい児支援の体制整備にあたっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があること等が記載されています。

大阪市においても、子ども・子育て支援法に基づく本計画の実行にあたり、障がい福祉計画と調和を図り、障がい児支援も含めた支援体制づくりと緊密に連携して取り組んでいく必要があります。

(3) 子育て・子育て環境をめぐる課題

子育てしやすいまちづくりの推進

子育てをする中で、子育てしやすい住居・まちの環境面での充実が重要ですが、地域におけるこどもの遊び場に関しては、就学前のこどもを育てる保護者の約4割が満足していない状況にあります。また、5割の保護者が、買い物などの合間の気分転換にこどもを遊ばせる場所がないことで外出する際に困る、困ったと答えています。現在子育てを担っている、あるいは将来子育てを担いうる若者が、将来ずっと大阪市に住んでいたいと思う割合は5割に満たない状況となっています。子育て家庭が暮らしやすいまちづくりを一層推進していくことが重要です。

安全・安心なまちづくりの推進

大阪市では、就学児童をもつ保護者の5割を超える人が、住んでいる地域でこどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じています。大阪市では、これまでも家庭や保育所、学校園、地域、警察などが連携して、こどもの安全を守る取組を進めています。しかしながら、いまだ全国的にもこどもが被害者となる事案が多発しています。また、少年自身が犯罪の加害者となる事案も高い水準で推移しています。最近では、携帯電話（スマートフォン）やインターネットの利用が進み、こどもや青少年が犯罪の被害者にも、加害者にもなりやすい危険な環境にあります。こどもや青少年の安全を守る体制をさらに強固なものとしながら、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

地域の子育て力、教育力の向上

大阪市においては、これまでも、市民の力により、地域でこどもをはぐくむ活動が活発に展開されてきています。近年、地域のつながりが希薄化している傾向にあることが懸念されますが、ニーズ等調査では、子育てが地域の人や社会に支えられていると感じる保護者の割合が6割を超えています。これまで積み重ねてきた市民の主体的な取組や市民と行政の協働による取組等を礎としながら、地域のつながりを一層強め、地域の子育て力、教育力を高めていくことが重要です。

子どもの貧困

平成26年版子ども・若者白書によると、国際比較が可能な平成22（2010）年で、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率が経済協力開発機構（OECD）加盟国33か国中25位、ひとり親世帯は33位となっており、我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しい事情を背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。

国においては法律に基づいて「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に策定されたところです。その大綱によると、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合を示す子どもの貧困率は上昇傾向にあり、平成25年国民生活基礎調査で16.3%となっています。また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満でこども（17歳以下）がいる世帯）のうち、大人（18歳以上）が一人の世帯の世帯員全体に占める、貧困線に満たない世帯員の割合は54.6%となっています。

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要であるため、地方公共団体においても子どもの貧困対策について計画的に推進に努め、必要な施策や同法に定める必要な調査及び研究その他の必要な施策を講じ地域の実情に即し、効果的に取り組むことが重要となってきます。

大阪市においては、子どもの貧困対策については、第一に子どもに視点を置いて切れ目のない施策の実施等に配慮することが求められる法の趣旨に鑑み、本計画の中で、教育や福祉等の

分野における関連する事業を総合的に推進することによってこどもの貧困状況が改善されることをめざすこととします。